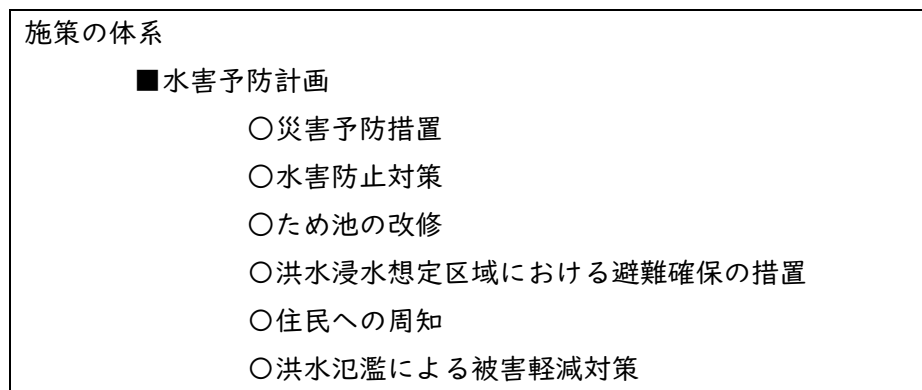


第2章 災害予防計画

第1節 災害軽減のための計画

第1項 水害予防計画 [まちづくり推進課、建設環境課、上下水道課]

町は、水害を防止し、被害を軽減するために、あらかじめ河川・水路、ため池及び下水道を整備し、防災対策を講じる。



1 災害予防措置

要水防区域の巡視及び災害予防上必要な措置については、「水防法」の定めるところにより実施する。

※要水防区域一覧：資料編参照

※主要井堰一覧：資料編参照

2 水害防止対策

(1) 河川・水路の改修

河川や水路の安全性を高めるため、国や県の行う河川整備事業等に協力するほか、所管する河川に係る各施設に対して、緊急度に応じた維持、修繕、改良等の改修工事を推進する。

(2) ため池等の治水利用化の推進

国や県と連携して、大和川流域総合治水対策としての防災・安全対策に基づく、ため池貯留浸透事業の実施に努める。

(3) 雨水貯留浸透施設の設置

公共・公益施設等に雨水貯留浸透施設を設置し、下流域における洪水被害の防止、軽減に努める。

3 ため池の改修

降雨等により堤防決壊のおそれのあるため池については、管理者及び所有者等に対し、改修や補強等の措置を取るよう指導していくとともに、雨期における貯水制限や余水吐けの流水の妨げとなる障害物の除去等の管理行為について指導していく。

4 洪水浸水想定区域における避難確保の措置

(1) 洪水浸水想定区域の指定・公表

水防法により国土交通大臣及び知事は、洪水予報河川及び水位情報周知河川について、洪水浸水想定区域の指定を行う。また、指定した洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深、浸水した場合に想定される浸水の継続時間及び家屋倒壊等氾濫想定区域を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努める。また、町は、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。

(2) 洪水浸水想定区域における避難確保措置

町は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において、当該洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報及び水位到達情報（以下、「洪水予報等」という。）の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めることとする。

なお、洪水浸水想定区域内に要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）がある場合には、当該施設の名称及び所在地並びにそれらの利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めることとする。

(3) 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等

洪水浸水想定区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを町長に報告する。また、要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行う。

町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

※洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧：資料編参照

5 住民への周知

町は、洪水浸水想定区域、洪水予報の伝達方法、避難場所その他避難確保のため必要な事項を図面表示等にまとめた洪水ハザードマップを作成し公表・配布し、また、ホームペ

ージ掲載等により住民に周知している。【警戒レベル5】緊急安全確保、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル3】高齢者等避難等について、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し、日頃から住民への周知徹底に努める。

ため池に関しては、ため池ハザードマップを作成し、公表・配布している。防災ガイドブックについては、平成31年3月に公表されているが、内容を更新し、今後も適宜、公表する。

また、水位周知河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

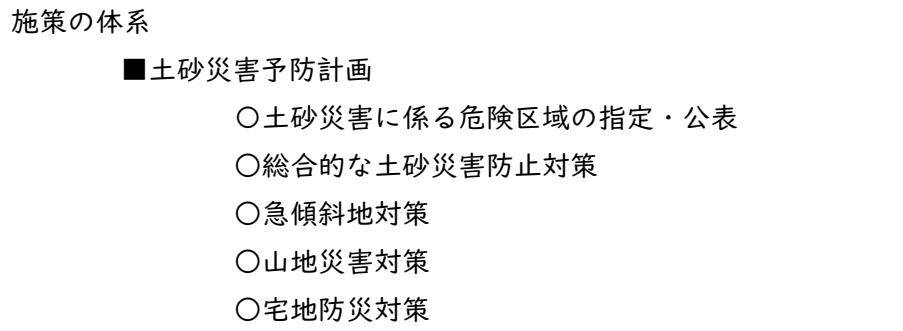
6 洪水氾濫による被害軽減対策

局地的大雨や集中豪雨等に伴う大規模な浸水被害や土砂災害に備え、国、県、市町村が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とした「大和川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」を活用し下記の取組を推進する。

- (1) 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- (2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- (3) 毎年、出水期前に協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。
- (4) その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

第2項 土砂災害予防計画〔まちづくり推進課、建設環境課〕

町は、台風、集中豪雨、地震等に伴い発生する土砂災害等から住民の生命と財産を守るため、県と連携して、危険箇所の実態を把握し、災害防止対策を実施するとともに、住民への周知徹底に努める。また、災害発生時において円滑に避難が実施できるよう、あらかじめその体制を整備する。



1 土砂災害に係る危険区域の指定・公表

(1) 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

土砂災害警戒区域は、土砂災害から住民等の生命や身体を守るため、土砂災害の恐れのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備などを行うため、土砂災害防止法第7条にて定められた区域である。

※土砂災害警戒区域：資料編参照

(2) 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

土砂災害特別警戒区域は、土砂災害から住民等の生命や身体を守るため、土砂災害の恐れのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や特定の開発行為に対する制限などを行うため、土砂災害防止法第9条にて定められた区域である。

※土砂災害特別警戒区域：資料編参照

2 総合的な土砂災害防止対策

(1) 警戒避難体制の整備

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という）に基づき、県が土砂災害警戒区域を指定したときは、住民が安全で円滑な避難ができるように、当該地域ごとに次の項目を定めた避難情報判断・伝達マニュアル等を作成し、警戒避難体制の強化を図る。

- ① 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

- ③ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- ⑤ 救助に関する事項
- ⑥ 土砂災害警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法

※土砂災害警戒区域：資料編参照

(2) 警戒避難体制の周知

土砂災害警戒避難ガイドライン（平成27年4月改訂 国土交通省砂防部）等を参考に、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項として、以下の内容を示した土砂災害ハザードマップを作成・配布し、住民に対して、土砂災害の危険性やその警戒避難に関する情報の周知に努める。

- ① 情報の収集及び伝達体制
- ② 土砂災害警戒区域等の箇所
- ③ 適切な避難単位
- ④ 避難指示等の発令・解除の基準
- ⑤ 安全な避難場所・避難経路
- ⑥ 防災意識の向上に資する情報

(3) 要配慮者利用施設における避難確保計画作成等に関する支援

浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務と位置付けられた。町は、県と連携して、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

3 急傾斜地対策

町域の急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、県が行う急傾斜地崩壊対策事業に協力するとともに、必要に応じて、事業推進の要請を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域においては、関係機関と協力し、崩壊を助長又は誘発するおそれのある行為は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づいて規制し、地域の保全を図る。

※急傾斜地崩壊危険箇所一覧：資料編参照

4 山地災害対策

町域の山地災害を防止するため、県が行う治山事業に協力し、必要に応じて、対策事業の推進を要請するとともに、住民に対してホームページへの掲載等により山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区）の周知徹底、防災知識の普及を行う。

※山腹崩壊危険地区一覧：資料編参照

5 宅地防災対策

(1) 規制区域内防災パトロールの実施

「宅地造成等規制法」に基づいて指定された宅地造成工事規制区域で行われている宅地造成工事については、県と点検・指導を進めるとともに、規制区域内防災パトロールを定期的の実施する。

また、危険箇所に対しては、土地所有者、造成主、施工業者など関係者の聴聞を速やかに実施し、必要な防災処置を行うよう指導する。

(2) 都市計画法に基づく開発行為の許可申請に係わる行政指導

町の市街化区域において 500 m²以上の開発行為をする者に対しては、町を通じて県知事若しくは県土木事務所長の許可を申請する際に、災害防止、環境の保全に対する必要な行政指導を行い、無秩序な開発行為の防止に努める。

第3項 火災予防計画〔総務課、まちづくり推進課、建設環境課、奈良県広域消防組合西和消防署〕

奈良県広域消防組合西和消防署は、火災に伴う被害を最小限に軽減することを目的として、出火、延焼拡大予防のための防火指導の徹底、消防力の整備、広域消防応援体制の整備等を実施する。

町は、奈良県広域消防組合西和消防署と連携して、出火防止・初期消火等の防火思想の普及や消防団設備等の整備を実施するほか、消防車両の進入が不可能な地域の解消に努める。

施策の体系

■火災予防計画

- 消防計画の策定
- 防火管理者に対する指導
- 消防力の整備
- 広域消防応援体制の整備
- 出火防止・初期消火等の防火思想の普及
- 消防設備等の整備
- 火災拡大要因の除去対策

1 消防計画の策定〔奈良県広域消防組合西和消防署〕

西和消防署及び消防団が消防活動を行ううえでの基本指針となる消防計画を策定する。
なお、消防計画には、空中消火を含めた林野火災対策についても定める。

2 防災・防火管理者に対する指導〔奈良県広域消防組合西和消防署〕

消防法により選任されている防火管理者に対して、防火対象物に係る消防計画の作成、防災訓練の実施、消防設備等の点検、火気の使用等の監督、収容人員の管理及びその他防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

3 消防力の整備〔総務課、奈良県広域消防組合西和消防署〕

「消防力の整備指針」や「消防水利の基準」に基づき、消防車両、消防水利等の年度別計画を作成するとともに、それぞれの計画にしたがい、消防の体制整備や施設整備に努める。

また、大規模な地震による同時多発火災、高層ビル火災、危険物施設火災、林野火災等の発生に備えて必要となる消防用資機材の整備に努める。

なお、消防水利は、常時使用可能となるよう適正な管理を行うとともに、消火・救助・救急活動に使用する車両や資機材等は定期的に点検整備を行う。

4 広域消防応援体制の整備 [奈良県広域消防組合西和消防署]

大規模な災害発生に備え、他の消防機関等と消防相互応援協定の締結に努めるほか、受入れ体制の整備に努める。

また、県が消防組織法に基づき策定する緊急消防援助隊受援計画に基づき、あらかじめ緊急時の応援部隊の受入れに係るマニュアルの整備に努める。

5 出火防止・初期消火等の防火思想の普及 [総務課、奈良県広域消防組合西和消防署]

町、消防団、西和消防署が連携して、住民に対して、防火思想の普及活動を推進する。

(1) 広報活動

各種集会、広報媒体を通じて、出火防止に関する知識、初期消火技術の普及を図る。

また、地震災害時における初期消火の実効性を高めるために、広報紙等を通じ、家庭、地域、事業所等における火災警報器、消火器、消火バケツの普及を促す。

(2) 消火訓練等の実施

地域及び事業所等に対して、女性防火クラブや自衛消火隊等の自主的な防災組織を編成して、消火訓練等を行うよう指導し、出火防止と初期消火の知識、技術を修得させる。

(3) 初期消火活動の指導

火災発生時の火気器具の取扱い、消火器の使用方法等について指導を行い、火災の防止と消火の徹底を図る。

6 消防設備等の整備 [総務課、奈良県広域消防組合西和消防署]

町、消防団、西和消防署が連携して、地域における消防設備や消防水利等の整備に努める。

(1) 消防設備等の整備

地域住民が発災直後において、円滑に初期消火を行うために必要となる消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、可搬式小型動力ポンプ、ホース格納箱等の消防設備の整備に努める。

(2) 消防水利の確保

災害時の消火栓の使用不能、防火水槽の破損等に対処するため、貯水槽等の計画的な整備を進めるとともに、農業用水、プール、井戸等の自然水利の確保に努め、水利の多元化を推進する。

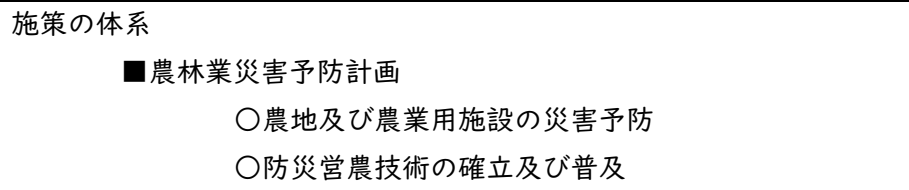
7 火災拡大要因の除去対策 [まちづくり推進課、建設環境課]

計画的な道路・公園等の都市基盤整備、建築物の耐火構造化等の都市防災を推進するほか、消防活動が困難である区域の解消に資する道路の整備に努める。

第4項 農林業災害予防計画 [まちづくり推進課]

町は、水害や地震災害に伴い発生する農業用施設の破損、決壊等による農地や住宅等の湛水被害を防止するため、国及び県が制度化している補助事業を積極的に活用し、計画的な対策整備を推進するとともに、施設管理者に対して、適切な措置を行うよう指導する。

また、農林業者に対して、関係機関の協力を得て防災営農技術の指導に努める。



1 農地及び農業用施設の災害予防

農地及び農業用施設の破損、決壊による災害を未然に防止するため、平時より応急工事実施のため資機材の確保等に努めるほか、次の対策の実施に努める。

(1) 流域対策施設（ため池）整備事業の推進

県と連携して、流域対策施設（ため池）整備事業を積極的に推進し、災害を未然に防止する適切な計画を推進する。

(2) 防災減災対策の啓蒙・普及活動の実施

県と連携して、農地やため池、用排水路等の農業用施設の破損、決壊による災害を未然に防止するため、施設管理者等に対して、日常の管理・点検実施の周知徹底や防災情報連絡体制の整備等の指導を行う。

(3) ため池防災対策等推進事業の実施

県と連携して、堤体が決壊した場合、下流の家屋、公共施設等への被害が予想されるため池について、「防災重点ため池」として指定し、これに位置付けられたため池について、堤体の安全性に対する機能診断調査やため池の定期的な監視等を進める。作成したため池ハザードマップを活用し、ため池防災対策等推進事業に努める。

2 防災営農技術の確立及び普及

防災営農を推進するため、関係機関及び各種団体の協力を得て、災害に強く被害を最小限に食い止めるための技術を確立し、また気象情報等を末端農家へ適切に提供することにより、農林災害を予防する。

第2節 災害に強いまちづくり計画

第1項 防災拠点整備計画〔総務課、企画財政課、建設環境課、社会福祉協議会〕

町は、災害時において、防災活動の拠点となる施設等を町の防災拠点と位置づけ、防災機能の充実を図る。また、防災拠点を道路や情報通信網で結び、より災害に強いまちづくりを推進する。

<p>施策の体系</p> <ul style="list-style-type: none"> ■防災拠点整備計画 <ul style="list-style-type: none"> ○防災地区制に基づく災害に強いまちづくり ○防災拠点の整備 ○防災空間の整備
--

1 防災地区制に基づく災害に強いまちづくり〔総務課、企画財政課〕

災害発生時に効率的で安全性の高いバランスのとれた防災対策を推進するため、防災地区制に基づくまちづくりを推進する。

防災拠点や防災組織等を階層的に構築することにより、災害に対する安全性の向上を図る。なお、防災地区制においては、下位の防災階層で不足するものや不十分な点は、上位の防災階層が補完する。

〔防災地区制に対応した防災拠点の整備イメージ〕

	避難場所 及び避難所	備蓄倉庫 備蓄物資	医療救護 拠点	ボランティ ア拠点	物資輸送 拠点	ヘリポート
自治会	一時避難所 一時集合場所	一定の食料、 生活必需品、 防災資機材を 備蓄	—	—	—	—
防災 地区	地区の避難場 所、避難所 (要配慮者の 福祉避難室設 置)	備蓄倉庫設置 (食料、生活 必需品等を備 蓄、飲料水は 耐震性貯水槽 を設置)	地区医療救 護所設置	地区ボラン ティア拠点 設置	地区物資 集積所設置	—
町全体	指定避難所 指定緊急避難 場所(要配慮 者の福祉避難 所を確保)	広域の備蓄倉 庫(食料、生 活必需品等を 備蓄、飲料水 は耐震性貯水 槽を設置)	医療救護中 心拠点設置	災害ボラン ティアセン ター設置	輸送拠点 設置	中核のヘリ ポート設置

2 防災拠点の整備 [総務課、企画財政課、社会福祉協議会]

災害時に町が実施する防災活動の拠点となる施設等を防災拠点と位置づけ、防災機能の充実を図る。また、防災拠点を道路や情報通信網で結び、災害に強いまちづくりを推進する。

(1) 情報通信拠点の整備

災害発生時に、住民への情報伝達、避難所との連絡調整、県等への報告・応援要請など、災害に関する情報を統括する施設を情報通信拠点とする。町庁舎を情報通信中心拠点、防災地区の中心となる小学校を情報通信地区拠点と位置づけ、施設の耐震化及び情報通信機器の整備を推進する。

(2) 医療救護拠点との連携

町内の総合病院を医療救護拠点と位置づけ、災害時の医療救護活動を統括する施設として連携する。

また、防災地区の小学校を医療救護地区拠点と位置づけ、災害時に地区における必要な医療救護活動を実施できる設備の整備を図る。

(3) 輸送拠点の整備

上牧町文化センター（中央公民館）を援助物資の集出荷を担う輸送中心拠点と位置づけ、物資の輸送拠点としての必要な整備を図る。

(4) ボランティア拠点の整備 [社会福祉協議会]

町のボランティア中心拠点として災害ボランティアセンター、防災地区の拠点として地区ボランティア拠点を設置する。なお、上牧町保健福祉センター（2000年会館）（ゲートボール場及び駐車場）を災害ボランティアセンターとして位置づけ、必要な整備を図る。

(5) 避難所の整備

災害時における住民の生命の安全を確保するため、土砂災害や水害の危険のない場所に立地する公共施設及び小・中学校を避難所として指定する。また、避難所については、安全で快適な避難生活を確保するために必要な空調設備等の整備を図る。

(6) 備蓄倉庫の整備

防災地区ごとに備蓄倉庫を整備する。また、各自治会の集会所、公民館等に最低限の防災資機材、食料等の備蓄倉庫を整備する。

(7) ヘリポートの整備

町に2箇所以上のヘリポートを整備し、傷病者の緊急搬送等への対応を図る。

(8) 救援活動拠点の整備

災害時における広域応援を円滑に受け入れるための施設として、救援活動拠点を町内に整備する。上牧町文化センター（中央公民館）を救援活動拠点とする。

3 防災空間の整備 [建設環境課]

(1) 道路の整備

広域的な防災体制及び地域的な防災体制を確立するため、災害時の交通を確保する道路を計画的に整備する。

県により緊急輸送道路に位置づけられている県道中筋出作川合線及びそれらの道路と町の防災拠点を結ぶ道路を、本町における緊急輸送道路と位置づけ防災機能の強化を図る。

また、その他の道路については、災害により緊急輸送道路が不通となった場合の代替経路となる路線を中心に、災害時の緊急輸送や応急対策活動等に支障のないよう必要な整備を図る。

(2) 公園・緑地の整備

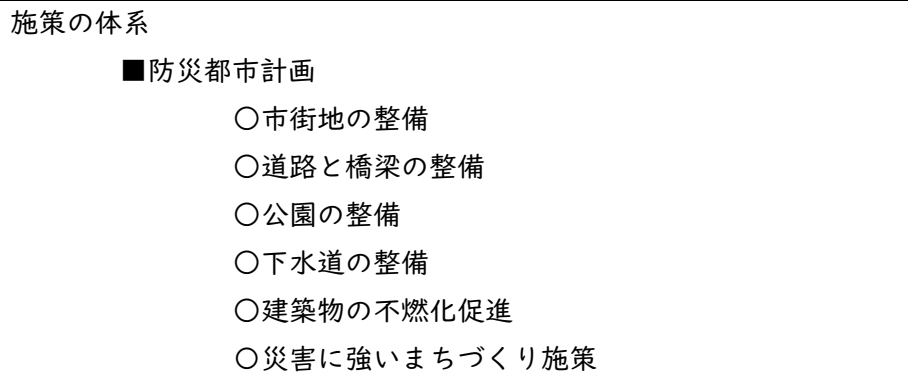
地震災害時において、火災などが発生した場合は防火帯として機能し、避難場所となるオープンスペースとして公園や緑地等を市街地において整備する。

なお、市街地における公園、小・中学校のグラウンド等を一時避難所に指定する。

※都市公園一覧：資料編参照

第2項 防災都市計画 [まちづくり推進課、建設環境課、上下水道課]

町は、都市における防災基盤施設の強化策として、各種の都市施設が災害発生時でも多大な損壊を被ることなく必要最小限の機能が果たせるよう、都市機能関連の諸施設を計画的に配置、建設、改善するなどの防災都市計画を推進する。



1 市街地の整備 [まちづくり推進課、建設環境課]

区画街路など公共施設の未整備な既存集落で、木造老朽建物が密集するなど、都市機能の向上が困難、あるいは生活環境が好ましくない区域について、土地区画整理事業等により道路、公園等の整備を図り、都市災害を防止するとともに生活環境を向上させる。

2 道路と橋梁の整備 [まちづくり推進課、建設環境課]

(1) 道路の整備

災害時に道路は、避難行動、緊急物資の輸送、救援活動等の通行路線としての機能ばかりではなく、火災の延焼防止の機能を持ち合わせている。

不規則に築造された道路は、災害時に大きな障害となるため、都市計画道路の早期完成を図るとともに、今後開発される主要地区については、区画道路を確保するとともに土地区画整理事業を施行するなど、防災上十分検討を加えて道路の新設と整備を促進する。

- ① 都市計画道路事業の推進を図る。
- ② 生活道路の整備を促進して狭隘道路の解消に努める。
- ③ 沿道の緑化を進め、避難路の整備を図る。

(2) 橋梁の整備

橋梁の新設、拡幅にあたっては、耐震性に十分配慮して整備を行う。

既設の橋梁で老朽化の進んでいるもの、耐荷力の不足するもの及び出水期に流失等のおそれがある橋梁については、敷設替えや維持補修（橋脚強化）等に努める。

3 公園の整備 [まちづくり推進課、建設環境課]

都市の公園は、環境保全の場としてだけでなく、災害時の避難場所や災害の緩衝地帯の機能を果たしているため、積極的に公園の整備を推進する。

4 下水道の整備 [上下水道課]

下水道の未整備区域において浸水被害が生じた場合、汚水・汚物等の流出により、生活環境・衛生面での問題を引き起こす可能性がある。これに対処するため、下水道整備計画に基づき順次整備を推進する。

5 建築物の不燃化促進 [まちづくり推進課、建設環境課]

市街地主要部分の不燃化を促進するため、以下のとおり防火地域及び準防火地域の指定を行うとともに、防災上重要な地域を中心としてこれらの地域の見直しを図る。

(1) 防火地域、準防火地域

市街地における延焼及び類焼による被害の拡大を防除する必要があると認められる地域について、防火地域または準防火地域を定める。なお、とくに公共施設等の適切な整備の下に建築物の不燃化により防災性の高い市街地空間の形成を図るべき地域については、原則として防火地域を定める。

なお、現在本町には防火地域はなく、準防火地域のみが指定されている。

(2) 町営住宅の不燃化

既存の木造住宅は、耐用年数経過住宅であり、住宅明渡しに伴い、随時除却を行うことにより、空地の確保と不燃領域の拡大を図り、災害時の避難場所として整備に努める。

6 災害に強いまちづくり施策 [まちづくり推進課、建設環境課]

以下に示す施策等により、健全で災害に強いまちづくりを推進する。

(1) 自然災害を回避した土地利用の啓発（ハザードマップの活用）

浸水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、ため池ハザードマップ等を利用し、避難者の安全を確保するため、避難路などを住民に周知し、二次災害の防止を図る。

(2) 空家等の状況の確認

二次災害の防止等のため、平常時より災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

第3項 建築物災害予防計画〔総務課、まちづくり推進課、奈良県広域消防組合西和消防署〕

町は、地震・台風等による建築物の倒壊等の災害や火災の延焼を防止するため、建築物の耐震化・不燃化の促進、安全性の指導等に努める。

施策の体系

■建築物災害予防計画

- 公共建築物の耐震不燃化対策
- 一般建築物に対する指導
- 特殊建築物の防災対策

1 公共建築物の耐震不燃化対策

公共建築物は、災害時における避難場所等として重要なだけでなく、応急活動や復旧支援活動の機能が期待される。このため、支援拠点として機能を果たすよう計画を行う。

(1) 防災上重要な役割を果たす建築物

防災拠点となる町役場等の庁舎、避難所となる学校、体育館、公民館などの新築については、「官庁施設の総合耐震計画基準」に準ずるよう、また、当該既存建築物についても同基準に基づく耐震診断・改修の実施を推進するよう努める。

(2) その他の既存建築物

町が所有又は管理する既存の公共建築物について、耐震診断を計画的に実施し、その結果耐震改修が必要と認められたものについては耐震改修の実施を推進するよう努める。また、停電時に備えて非常用電源の設置に努める。

(3) 非構造部材の耐震対策

町が所有又は管理する公共建築物について、天井等の非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策を推進するよう努める。

2 一般建築物に対する指導

(1) 耐震性向上の普及・啓発

県と連携して、既存建築物の耐震性の向上のため、ガイドブックの作成、耐震改修事例集の作成等による広報の充実や相談窓口の設置等により、広く分かりやすく耐震知識、耐震診断・改修の必要性、助成制度、補強技術等の普及・啓発を図る。

また、民間団体等を構成員とする奈良県住宅・建築物耐震化等促進協議会を通じて、耐震診断・耐震改修の円滑な促進を図るとともに、研修会に耐震技術者を派遣するなどにより耐震診断・耐震改修に関する情報提供に努める。

(2) 民間建築物の耐震診断・改修の促進

民間建築物について建築物の重要度を考慮しつつ、災害時に重要な機能をはたすべ

き建築物の所有者に耐震診断・改修についての自助努力を促す。

また、病院、店舗等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の要配慮者が利用する建築物のうち大規模な既存建築物、避難住民の安全性を確保すべき避難経路及び震災後の復旧用緊急物資等の輸送経路となる緊急輸送幹線道路沿いの既存建築物等については、耐震性能の向上に努めるよう指導するとともに、市街地の防災性能の向上に寄与する耐震改修の促進に努める。

(3) 木造住宅の耐震診断・改修促進

地震による人的被害の軽減のために重要である住宅の耐震化を進めるため、木造住宅の耐震診断・改修の促進に向けて、耐震セミナー等の実施により始動・啓発を行うとともに、耐震診断・改修の助成制度の充実に努める。

(4) 非構造部材の耐震対策

既存建築物について、天井等の非構造部材の耐震点検及び脱落防止等の耐震対策の促進に努める。

(5) 技術者の養成等

県が実施する耐震診断・改修に関わる民間技術者の知識及び技術の向上を図るための講習会の実施、技術資料の作成等に協力する。

(6) ブロック塀・石塀等対策

ブロック塀等の倒壊による災害を未然に防止するため、ブロック塀の安全点検の実施について、普及・啓発を行う。また、都市防災上、通学路等を中心とした既存塀の改修を含め、ブロック塀等の耐震性向上の促進について、取組の強化を図る。

(7) 落下物等対策

地震等による落下物からの危害を防止するため、市街地における窓ガラス、看板、タイルなどの落下危険のあるものについて、その実態を、防災査察等を活用して調査し、必要な改善指導を行う。

(8) 家具等転倒防止対策

地震発生時に一般家庭等に存する家具等什器の転倒による被害を防止するため、住民に対して、リーフレット類を配布するなど、家具類の安全対策の知識の普及を図る。

3 特殊建築物の防災対策 [奈良県広域消防組合西和消防署]

学校、病院、マーケット等の不特定多数が使用する特殊建築物については、必要に応じ査察を実施し、その結果に応じて適切に助言、指導を行う。

また、大規模な特殊建築物のうち、現行の建築基準法に合致していない既存不適格建築物に対して、地震、火災等の災害から人命を保護するため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき地震に対する安全性の向上に関する啓発・知識普及に努める。

第4項 道路施設災害予防計画〔建設環境課〕

町は、県と連携して、道路施設被害を軽減して交通障害を防止しかつ緊急輸送を円滑に行うために、平常時から所管する道路、橋梁についての危険箇所及び迂回道路を調査し、逐次改良及び補修に努める。

施策の体系

■道路施設災害予防計画

- 道路及び橋梁の危険箇所の調査
- 維持補修及び改良
- 復旧用資機材等の整備

1 道路及び橋梁の危険箇所の調査

町管理の道路及び橋梁のうち、特に未改良道路の危険箇所又は橋梁の荷重制限の必要箇所を調査して、その状況把握に努める。

2 維持補修及び改良

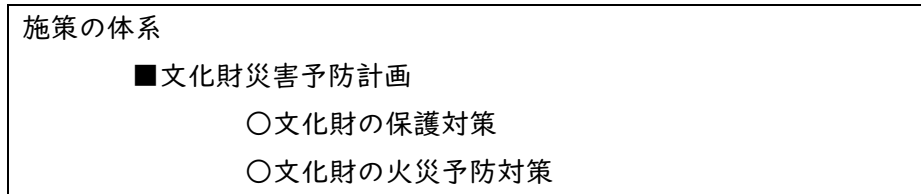
災害による被害の軽減を図るため、上記調査による危険箇所について可能な限りの補修を行い、また幅員3メートル未満の道路で自動車交通の不能な道路並びに通行上危険の伴う橋梁については、逐次改良施工するよう努める。

3 復旧用資機材等の整備

災害発生時における道路及び橋梁の破損・崩壊箇所を迅速に補修するために、工事に必要な資機材、重機、車両及び要員については、「上牧町建設協会」と、災害発生時における資機材及び要員等の提供について協定し、必要な数量・機能を確保する。

第5項 文化財災害予防計画〔社会教育課、奈良県広域消防組合西和消防署〕

町は、文化財所有者または管理者と協議し、常に関係機関と連絡を保ちながら文化財を災害から守り、また災害発生時には迅速なる応急措置により被害の軽減を図るように努める。



1 文化財の保護対策

(1) 自動火災警報器の設置促進

火災を早期に発見して迅速なる消火活動を行い、その被害の軽減を図るために、文化財所有者または管理者に自動火災警報器の設置を促す。

(2) 文化財所有者または管理者への指導

文化財所有者または管理者に対して、自立的に防災計画を樹立し、これに基づく防災組織等を整備し、常に防災施設の点検に留意して不時の災害に備えるよう指導に努める。

(3) 文化財の防災施設の点検

奈良県広域消防組合西和消防署と連携して、定期的に文化財の防災施設の点検を行い、防災施設の整備を促進する。

2 文化財の火災予防対策

(1) 防火指導

文化財については、毎年1月23日から1月29日まで実施の文化財防火週間等に、境内地及び周辺地の一般家庭の防火指導を併せて実施し、関係者及び住民に対して文化財の愛護思想の高揚と火災予防の啓発を図る。

(2) 文化財の管理

町内の文化財を対象にして、その建造物の付近を喫煙、たき火等の制限区域に指定し、住民に告示するとともに各所に掲示板の掲出を行い、文化財のある場所若しくはその周辺における喫煙、たき火その他の裸火の使用禁止、または当該場所若しくはその周辺への火災予防上危険な物品の持込み禁止を周知徹底する。

第6項 危険物等災害予防計画〔奈良県広域消防組合西和消防署〕

奈良県広域消防組合西和消防署は、県と連携して、危険物施設の火災、ガス爆発等による災害の発生を未然に防ぐため、消防法に基づく取締りや保安対策の計画及び実施に努める。

施策の体系

■危険物等災害予防計画

- 危険物施設対策
- 高圧ガス・LPガス施設対策
- 放射性物質保管施設対策

1 危険物施設対策

危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、消防法に基づき関係者及び事業者に対する取締り並びに保安対策の強化に努める。

- (1) 危険物施設及び貯蔵されている危険物の種類、数量の把握を徹底する。
- (2) 立入検査等を実施し関係法令を遵守させる。
- (3) 危険物施設の設置又は変更の許可にあたって、水害や地震等による影響を十分考慮した位置及び構造とするよう指導する。
- (4) 既設の危険物施設について、施設の管理者に対し水害や地震等発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、耐震性の向上を図る。
- (5) 危険物関係職員及び施設関係者に対して関係法令及び災害防除の具体的方法について視聴覚教育を含む的確な境域を行う。
- (6) 化学消防自動車等の整備に努め、化学消防力の強化を図る。

※危険物施設数一覧：資料編参照

2 高圧ガス・LPガス施設対策

県と連携して、ガス爆発等の災害を防止し、さらに公共の安全を確保するため、ガス事業者等が実施する「高圧ガス保安法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」及び「ガス事業法」に基づく保安対策に必要な協力を行う。

※LPガス特定供給設備：資料編参照

※LPガス販売事業所：資料編参照

3 放射性物質保管施設対策

放射性同位元素等の放射性物質保管施設が整備されたときは、放射性物質保管施設で取り扱っている放射性物質等の使用形態、種類及び数量等の実態について事前調査を行

い、消防活動が有効かつ的確に遂行できるよう努める。

第7項 廃棄物処理施設等整備計画〔建設環境課〕

町は、災害時に排出される廃棄物（浸水・倒壊家屋等から排出される木材・家具などの廃棄物や生活ごみ、し尿等）を迅速に処理するために、平常業務を通じて諸計画を樹立し、清掃業務の万全を期する。

施策の体系

■廃棄物処理施設等整備計画

- 災害廃棄物処理計画による体制整備
- 相互支援体制の構築
- 収集運搬車両や必要な資機材等の確保
- 処理施設の整備
- 廃棄物の仮置き場、仮設トイレ等の確保

1 災害廃棄物処理計画による体制整備

災害時に排出される廃棄物の処理に備え、広域的な相互支援を視野に入れて、災害廃棄物処理計画の策定・見直しを行い、県等との連携による処理体制の構築に努める。

2 相互支援体制の構築

「奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定」に基づき、県が調整する相互支援体制（施設・人員等）の整備に協力するとともに、関係する施設等が最大級の処理能力を発揮できるよう平時から必要な整備・維持管理に努める。

3 収集運搬車両や必要な資機材等の確保

災害時に排出される廃棄物の収集運搬車両や必要な資機材等が確保できるよう、平時から委託業者・許可業者等と連携を図るなど体制の整備に努める。

4 施設整備

ごみ中継施設が災害時に円滑な稼働が損なわれることのないよう、平時から施設設備の整備点検等に努める。

また、停電時の非常用自家発電設備及び冠水等の被害により施設の稼働が不能となった場合の代替設備の確保に努める。

5 廃棄物の仮置き場、仮設トイレ等の確保

災害時に排出される廃棄物を一時保管するための仮置き場を計画・確保するとともに、仮設トイレ及びその管理体制の整備に努める。

第8項 火葬場等の確保計画〔建設環境課〕

町は、県と連携して、災害によって一時的に大量発生する遺体の処置等を円滑に実施するために必要となる火葬場等を確保する。また応援協力体制の整備に努め、公衆衛生上の危害発生を防止する。

施策の体系

■火葬場等の確保計画

○火葬データベースの整理

○応援協力体制の確立

1 火葬データベースの整理

県は、「奈良県災害時広域火葬実施要綱」に基づき、市町村を通じて火葬場に係る名称、所在地、連絡先、火葬炉数及びその他必要な事項を定期的に把握しており、町は、情報提供を受けることができる。

2 応援協力体制の確立

災害時に死者が多数発生または静香苑が被災して利用できない場合に備え、県、近隣市町村等と連携して、災害事情に応じて相互に火葬場を利用できるよう調整するなど、火葬の受入れ等の応援体制の整備に努める。

第3節 災害に強いひとづくり計画

第1項 防災訓練計画〔総務課、防災関係機関〕

町は、災害発生時において、住民、防災関係機関等が防災活動を的確に実施できるよう、各種防災訓練を実施する。

また、県と連携して、住民参加型の避難訓練、避難所開設・運営訓練等が積極的に行われるよう必要な支援に努める。

施策の体系

■防災訓練計画

- 防災総合訓練
- 住民参加型訓練
- その他の訓練
- 防災関係機関等が実施する訓練

1 防災総合訓練〔総務課、防災関係機関〕

各防災関係機関が連携し、非常時に迅速・的確に活動できる体制づくりのため、住民や自治会（自主防災組織）等、国、県、消防、警察、自衛隊、学校、医療関係者、ライフライン事業者、建設事業者、ボランティア等が参加する防災総合訓練を実施する。

住民や事業者がコミュニケーションを図り、災害に備えた避難方法の検討や訓練、災害発生時の速やかな避難行動、避難後の避難所運営の手助けなど、自助・共助に基づく自発的な地区内の防災活動を推進するなど、住民の防災意識向上の取組に努める。

他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

2 住民参加型訓練〔総務課〕

多くの住民が訓練への参加機会を得られるよう、各地域で、自治会（自主防災組織）が中心となる「住民参加型」訓練が行われるよう努める。

「住民参加型」訓練では、特に「住民避難」に重点を置き要配慮者の参加を含めた多くの住民の参加が得られるよう配慮し、以下のような訓練を実施する。

- (1) 安全な避難ルートの確認等のための避難訓練
- (2) 避難所開設・運営訓練
- (3) 安否確認訓練

- (4) 情報収集・伝達訓練
- (5) 避難指示等の避難情報の持つ意味などに防災知識を得るための研修会等

3 その他の訓練 [総務課]

町単独又は県と共同して、災害対応の初動体制、情報収集体制、連絡体制の確立のため、非常参集訓練や災害対策本部等を設置して行う災害対応図上訓練等を適宜実施し、職員等の災害対応能力の向上を図る。

また、地震、水害、土砂災害、火災等、災害の種別ごとに、テーマを明確にした実践的な訓練の実施に努める。

4 防災関係機関等が実施する訓練 [防災関係機関]

ライフライン機関、事業所、各種団体、学校等は、自ら従業員や児童・生徒等が参加する防災訓練を積極的に行う。

また、県、町が実施する防災総合訓練や地域が実施する防災訓練に積極的な参加、協力を行う。

第2項 防災知識普及計画〔総務課、秘書人事課、教育総務課、奈良県広域消防組合西和消防署〕

町は、災害発生時における被害の軽減を図るため、防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図ることはもとより、住民一人ひとりが日頃から災害に対する正しい知識を身につけるため、防災知識の普及と防災意識の高揚に努める。

施策の体系

■防災知識普及計画

- 学校における防災教育
- 住民に対する防災教育
- 職員に対する防災教育
- 防火管理者に対する防災教育
- 災害教訓の伝承

1 学校における防災教育〔教育総務課〕

学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育は、「災害に適切に対応する能力の基礎を培う」ために、児童生徒等の発達段階を考慮して、関連する教科、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて展開する。また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

(1) 防災教育の内容

気候変動の影響も踏まえつつ、様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにするため、次に掲げる内容について展開する。

- ① 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方。
- ② 地震・津波発生時における危険の理解と安全な行動の仕方。
- ③ 火山活動による災害発生時の危険の理解と安全な行動の仕方。
- ④ 風水（雪）害、落雷等の気象災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方。
- ⑤ 放射線の理解と原子力災害発生時の安全な行動の仕方。
- ⑥ 避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方。
- ⑦ ハザードマップ等の災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解。
- ⑧ 地域の防災活動や災害時の支援活動の理解と積極的な参加・協力。
- ⑨ 災害時における心のケア。

(2) 防災教育に関する指導計画の作成

防災教育に関する指導計画は、防災教育の基本的な目標、各学年の指導の重点、各教科、道徳、総合的な学習（探求）の時間、特別活動（学級〈ホームルーム〉活動及び学校行事）などの指導内容、指導の時期、配当時間数、安全管理との関連、地域の関係機

関との連携などの概要について明確にした上で、項目ごとに整理するなど全教職員の共通理解を図って作成する。

(3) 教職員に対する防災研修

教職員の防災に係る知識を習得させるための研修を定期的実施する。また、学校内においては防災委員会や職員会議を通して、教職員の防災に対する意識を高揚するとともに、災害発生時の児童生徒等に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。

2 住民に対する防災教育〔総務課、秘書人事課、奈良県広域消防組合西和消防署〕

災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは町や県等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

奈良県広域消防組合西和消防署や県と連携して、防災に関する知識の普及啓発活動を積極的に行うことで住民の防災意識の高揚を図り、住民の災害に対する備えを進める。

(1) 普及の内容

普及する知識は、概ね以下の内容を参考とし、住民の自助の促進に役立つものであることに留意する。

- ① 地域の災害危険箇所（早期の立ち退き避難が必要な区域など）
- ② 過去の主な災害事例及びその教訓
- ③ 頻発化・激甚化する災害環境における自助・共助の重要性
- ④ 自分自身を助ける一番の基本は自宅であり、災害時に、自宅で、家族で、自分たちが過ごせる環境づくりを考えることが重要な自助の一つであること
- ⑤ 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動、避難に関する情報の意味や早めの避難行動の重要性についての知識、広域避難の考え方
- ⑥ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- ⑦ 指定緊急避難場所、指定避難所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- ⑧ 最低3日間、推奨1週間分の食料、水、生活用品の備蓄等（アレルギー対応食や常備薬、口腔ケア用品などを含む）
- ⑨ 非常持出品の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- ⑩ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- ⑪ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、避難場

所や避難所での行動

- ⑫ 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）についてあらかじめ決めておくこと
- ⑬ 緊急地震速報の受信及び対応等
- ⑭ ライフライン途絶時の対策
- ⑮ 生活再建に向けた事前の備え（地震保険及び火災保険・共済等への加入等）
- ⑯ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

(2) 普及の方法

県や防災関係機関と連携して、各種の広報媒体や講演会などを利用して防災知識の普及啓発に努める。

- ① 広報媒体の利用（テレビ、ラジオ、新聞、広報かんまき、インターネット等）
- ② 講演会・講習会等の開催
- ③ パンフレット等の作成
- ④ 視聴覚教材の貸出
- ⑤ 災害リスクの現地表示
- ⑥ 避難訓練（特に水害・土砂災害等のリスクがある学校）等

3 職員に対する防災教育〔総務課〕

県や防災関係機関と連携して、所属職員に対して、災害時における適正な判断力を養い、防災活動を適確に遂行できるよう、講習会、研修会等の実施及び防災知識の手引書等を配布して、防災知識の普及徹底を図る。

4 防火管理者に対する防災教育〔奈良県広域消防組合西和消防署〕

県と連携して、防火管理者に対し防災教育を実施して、防災知識の普及啓発を図る。

5 災害教訓の伝承〔総務課、秘書人事課〕

県と連携して、過去に発生した災害の教訓を後世に伝えるために、当該災害に係る資料を収集・保存し、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

また、災害の教訓の伝承と併せて、県が次の機会を中心に実施する災害に応じた訓練、防災講演会など各行事に協力し、地域の防災知識の啓発及び防災力の向上を図る。

- (1) 奈良県地震防災の日 7月9日
- (2) 奈良県地震防災週間 (1)に掲げる日を含む知事が定める期間
- (3) 奈良県水害防災の日 8月1日から8月3日まで
- (4) 奈良県水害防災週間 (3)に掲げる日を含む知事が定める期間
- (5) 奈良県土砂災害防災の日 9月3日及び9月4日

(6) 奈良県土砂災害防災週間 (5)に掲げる日を含む知事が定める期間

第3項 要配慮者対策計画〔総務課、福祉課、生き生き対策課、こども未来課〕

町は、住民や自治会（自主防災組織）の協力を得て、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者、内部障がい者、難病患者、外国人等の災害時における避難行動等に困難がある要配慮者（以下「要配慮者」という）に対して、支援体制を整備するなど、要配慮者の安全確保に努める。

なお、要配慮者の支援については、障害の種別等によって対応が異なるため、具体的な対応等については、「上牧町要配慮者支援に関する手引き」等を策定して対応する。

施策の体系

■要配慮者対策計画

- 避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）の策定
- 避難行動要支援者名簿の整備
- 個別避難計画の作成
- 地域における支援体制のネットワークづくり
- 奈良県災害派遣福祉チーム（奈良DWA T）の派遣
- 福祉避難所の整備
- 指定避難所における外国人対策
- 情報伝達手段の整備
- 防災訓練、教育の実施
- 要配慮者向け生活用品・食料等の準備

1 避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）の策定〔総務課、福祉課、生き生き対策課〕

要配慮者のうち円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下、「避難行動要支援者」という。）に対する避難支援計画（全体計画）である「上牧町要配慮者避難支援全体計画」を制定する。また、作成した避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

(1) 避難支援等関係者となる者

自治会（自主防災組織）、民生・児童委員をはじめ、その他の地域に根差した幅広い団体構成員並びにその他要配慮者の避難支援に関わる者とする。

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者とし、以下の要件を目安とする。

① 高齢者

介護保険における要介護3から5までに認定される者、65歳以上のひとり暮らしまたは75歳以上の高齢者のみ世帯で自力避難が困難な者等とする。

② 障がい者

次のような状態の者等とする。

ア 身体障がい者障害程度等級表の1級又は2級に該当する者

イ 視覚障害の3級又は4級に該当する者

ウ 聴覚障害、上肢・下肢・体幹不自由、脳原生移動機能障害の3級に該当する者

エ 療育手帳の交付を受けている者

オ 精神障害で1級又は2級に該当する者

③ 施設入所者

介護保険施設、障がい者施設等に入所している者とする。

④ その他

災害時奈良県在宅重症難病患者要援護者台帳に記載されている者、外国人、妊婦、乳幼児等その他町長が特に認める者とする。

(3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿には、以下に掲げる個人情報を登録する。なお、名簿の個人情報は、登録申請書を基本に登録を行い、登録申請は、随時受付するとともに、民生・児童委員等の協力により登録することを推奨する。また、申請書には個人情報保護の観点から名簿作成の趣旨を明記して対象者本人又はその家族の同意を得る。

① 氏名・性別・生年月日

② 住所・自治会

③ 電話番号・携帯番号等の連絡先

④ 担当民生・児童委員

⑤ 登録区分（ひとり暮らし高齢者、障がい者、施設入所者等）

⑥ 血液型

⑦ かかりつけの病院・医院名

⑧ 地域支援者（氏名・住所・連絡先）

⑨ その他特記事項

(4) 名簿の更新・管理に関する事項

名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、可能な限り名簿情報を最新の状態に保つ。また、転居や死亡等により、要配慮者の異動が住民登録の変更等により確認された場合は、更新時に名簿から削除する。

なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

(5) 名簿情報の提供に際し個人情報漏えいを防止するための措置

名簿を外部に配布する際には、秘密の保持等を明記した受領書の提出を求める。

また、名簿更新の際は、必ず古い名簿について回収する。

なお、役員交代等管理者変更の際は、交代時に新しい人の受領書の提出を求める。

(6) 円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

高齢者等避難の発令など必要な通知又は警告を発令する場合、避難行動要支援者及び避難支援等関係者への情報伝達など避難行動要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮する。

(7) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であることから、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

(8) 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲等

個別避難計画作成については、優先度の高い避難行動要支援者から計画を作成していくが、優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成目標期間、作成の進め方を定める。

2 避難行動要支援者名簿の整備 [総務課、福祉課、生き生き対策課]

災害時に迅速かつ効率的に避難誘導・安全確認等ができるよう、災害対策基本法の規定に基づき必要な情報を収集して避難行動要支援者名簿の作成及び定期的更新を行う。

円滑かつ迅速な避難支援等の実施を図るため、消防機関、県警察、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会（自主防災組織）など、避難支援等に携わる関係者に対し、本人の同意、または、町の定めがある場合には、あらかじめ名簿情報を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図り、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に留意するとともに、名簿情報の漏洩防止等必要な措置を講じるものとする。

3 個別避難計画の作成 [総務課、福祉課、生き生き対策課]

地域の特性や事情を踏まえつつ、避難行動要支援者本人と避難支援者、避難所、避難方法など具体的な打合せを行いながら、平時より、優先度の高い避難行動要支援者から、個別避難計画の作成を進める。

防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民等の避難支援に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、一人ひとりの状況をふまえた個別避難計画を作成する。

また、個別避難計画について、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直

しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災時等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、情報の適切な管理に努める。

そして、消防機関、県警察、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会（自主防災組織）など、避難支援等に携わる関係者に対し、本人の同意、または、町の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。

また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図り、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に留意するとともに、個別避難計画情報の漏洩防止等必要な措置を講じるものとする。

なお、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から避難支援等に携わる関係者への情報提供、関係者間の事前協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

4 地域における支援体制のネットワークづくり [総務課、福祉課、生き生き対策課]

庁内に横断的な組織として「要配慮者支援組織」を設置するとともに、事前に把握した要配慮者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、避難所での支援を円滑に実施するため、自治会（自主防災組織）、民生・児童委員、福祉サービス事業者等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

5 奈良県災害派遣福祉チーム（奈良DWA T）の派遣

県は、奈良県社会福祉協議会を共同事務局として、奈良県災害福祉支援ネットワークを設置し、福祉施設関係団体や福祉関係職能団体等との相互協力のもと、奈良県災害派遣福祉チーム（奈良DWA T）の人材養成や派遣体制整備を行い、災害時に避難所等に福祉専門職のチームを派遣し、要配慮者に対し適切な福祉支援を行うことにより二次被害防止を図る。町が被災した場合、避難所等に派遣要請することができる。

6 福祉避難所の整備 [総務課、福祉課、生き生き対策課、こども未来課]

要配慮者が相談や介護・医療的ケアなどの必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所の指定に努める。

(1) 福祉避難所の指定

指定に際しては、要配慮者をはじめ誰もが健康を維持できる環境で避難生活を送れるよう、バリアフリー化等されたトイレのある施設を選定する。指定する際は、受入れを想定しない避難者が避難してこないことがないよう、受入対象者を特定して公示する。なお、本公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、避難が必要となった際に要配慮者が福祉避難所へ直接避難

できるよう努める。

また、滞在するために必要な居室が確保された社会福祉施設等、平時において、あらかじめ事前協定の締結に努め、受入可能人数や受入条件等を明確にする。

(2) 福祉避難所の周知

県と連携して、福祉避難所に関する情報が地域住民に正しく理解され、浸透するよう周知・広報に努める。

(3) 物資等の事前整備

国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を参照し、福祉避難所の量的確保にも努めるとともに、その際に、施設のバリアフリー化や要配慮者が使うことが想定される物資(紙おむつ、ストーマ用装具、粉ミルク等)の備蓄を検討する。

医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

7 指定避難所における外国人対策

外国人が安心して避難所で過ごすことができるよう、災害に関する情報や食料・トイレ等避難生活に関する基本的な情報について、多言語や「やさしい日本語」に対応した例文やピクトグラムによる案内板をあらかじめ作成し、避難所運営マニュアル等に記載する。

災害時に外国人が迅速に避難できるよう、日頃から防災パンフレットやホームページ、SNSを活用し、多言語や「やさしい日本語」により、指定避難所の周知に努める。

8 情報伝達手段の整備 [総務課、福祉課、生き生き対策課]

情報の受信、理解、判断、行動等の各段階で配慮を必要とする要配慮者に対し、迅速かつ的確な情報伝達ができるよう、多様な通信手段の確保に努める。

(1) 要配慮者対策

平時から、要配慮者自身に緊急時に情報を知らせてもらえる人、安否を確認してくれる人など、情報を得る手段を確保しておくよう周知する。

また、要配慮者に関わりのある当事者団体や介護保険事業者等のネットワーク等の活用を含め、多様な情報伝達ルートを確保するなど、要配慮者の安否確認情報を収集伝達するための体制の整備に努める。

(2) その他情報弱者対策

外国人や観光客等は、言葉に不自由なこと、地理に不案内であることなどから、災害発生時には弱い立場に置かれやすいため、災害情報の提供についてはできるだけ多言語や「ピクトグラム(図記号)」、「やさしい日本語」で行うこととし、平時から通訳者の確保に努める。

9 防災訓練、教育の実施〔総務課、福祉課、生き生き対策課、こども未来課〕

要配慮者の支援に関する知識や情報を周知するため、町社会福祉協議会、住民、自治会（自主防災組織）、消防団、民生・児童委員、障がい者団体等の福祉関係者、社会福祉施設・福祉サービス事業者等が参加する防災訓練の実施に努める。

また、防災訓練には要配慮者の参加を呼びかけるとともに、専門家・支援団体・当事者本人を講師にして、障害の特性に応じた支援方法を住民が習得できるように配慮する。

10 要配慮者向け生活用品・食料等の準備〔福祉課、生き生き対策課、こども未来課〕

食料品の備蓄は、最近の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、乾パンなど画一的なものにならないよう、要配慮者に配慮した食料品の備蓄を検討する。

特に外国人などで、宗教上あるいは嗜好上の理由で食べられないもの、食べることを好まないものがある場合を想定し、備蓄する食料に配慮する。

備蓄が困難な場合は、民間企業等との間に協定を結ぶなどにより、調達体制の整備を図るとともに、紙おむつやストーマ用装具、歯ブラシや歯磨剤等の口腔ケア用品など要配慮者に必要な生活用品等についても確保に努める。

なお、アレルギー対応食や常備薬などの特殊ニーズについては、要配慮者自身が準備するよう周知を図る。

第4項 自治会（自主防災組織）等整備計画〔総務課、奈良県広域消防組合西和消防署〕

町は、県や奈良県広域消防組合西和消防署と連携して、地域住民の防災活動に関する自発的な取組みに対して、適切な支援、助言及び指導を行い、住民の隣保協同の精神に基づく自治会（自主防災組織）の育成を図る。

また、企業の防災活動や事業継続計画（BCP）策定等を支援に努める。

施策の体系

- 自治会（自主防災組織）等整備計画
 - 自治会（自主防災組織）の育成
 - 自治会（自主防災組織）への具体的支援
 - 地区防災計画制度の周知
 - 企業防災の促進

1 自治会（自主防災組織）の育成〔総務課〕

災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、住民の自治会（自主防災組織）設置を支援し、その育成に努める。

(1) 方針

自治会（自主防災組織）の設置育成は、あくまでも住民が連帯協調して災害を未然に防止し、又は、被害を軽減するために、地域の実情に応じて自主的に設置、運営することを基本とする。

また、組織化にあたっては女性の参画に努めるとともに、消防団、近隣の自治会（自主防災組織）、事業所等により組織されている防災組織等の防災関係機関をはじめ、青年団、婦人会、民生・児童委員、町社会福祉協議会、NPO、PTA等地域で活動する公共的団体、学校、医療機関、福祉施設、及び事業所等地域の様々な団体との連携に努める。

(2) 目標

自治会（自主防災組織）は、自治会、婦人会、小学校区等の単位で、防災活動を効果的に実施できる組織とする。

(3) 方法

自治会（自主防災組織）の設置を促進するため、広報資料の作成、防火指導、防災訓練等の防災行事及び講習会等を実施し育成を図る。

また、現在、住民が自主的に防災活動を行っている組織がある場合、奈良県広域消防組合西和消防署と連携して、自治会（自主防災組織）に対して、その活動がより効率的に行われるよう、次の指導に努める。

- ① 規約、防災計画、中長期の活動目標の設定

- ② 自治会（自主防災組織）内の編成における任務分担（情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班等）の設定
- (4) 自治会（自主防災組織）に求める主な活動内容
 - ① 平常時の活動内容
 - ア 地震とその対策についての知識の普及や啓発
 - イ 地域における危険箇所の把握
 - ウ 地域における消防水利の確認
 - エ 家庭における防火・防災上等予防上の措置及びその啓発
 - オ 地域における情報収集・伝達体制の確認
 - カ 避難行動要支援者の把握
 - キ 避難場所・避難所・医療救護施設及び避難経路の確認
 - ク 防災資機材の整備、配置、管理
 - ケ 防災訓練の実施及び行政等が実施する訓練への参加
 - コ 自治会（自主防災組織）のリーダー・サブリーダーの発掘と育成
 - サ 地域全体の防災意識向上の促進
 - ② 災害発生時の活動内容
 - ア 出火防止と初期消火による延焼の阻止
 - イ 負傷者の救出・救助、応急手当、医療救護施設・救護所への搬送
 - ウ 地域住民の安否確認
 - エ 正しい情報の収集、伝達
 - オ 避難誘導
 - カ 避難所の運営、避難生活の指導
 - キ 給食・給水、備蓄・救援物資の運搬・配分
 - ク 災害ボランティア受入れの調整、被害がより大きい近隣地域への応援等

※自主防災組織等の状況：資料編参照

- 2 自治会（自主防災組織）への具体的支援〔総務課、奈良県広域消防組合西和消防署〕
自治会（自主防災組織）に対する意識の高揚を図るとともに、次の方法で組織化及び活性化を支援する。
 - (1) 防災及び救命救急に関する講演会、講習会、研修会、ワークショップ及び出前講座の実施
 - (2) 自治会（自主防災組織）が主体となり実施する訓練や研修会への積極的な支援、指導
 - (3) 活動拠点施設の整備、防災資機材の整備に関する支援
 - (4) 各コミュニティへの個別指導・助言
 - (5) 自治会（自主防災組織）同士のネットワーク構築の支援（相互に情報交換できるしくみづくり）

- (6) 自主防災に関する啓発資料の作成
- (7) 自主防災に関する情報の提供等

3 地区防災計画制度の周知 [総務課]

広報紙、インターネット等により、住民に対して地区防災計画制度について周知を図るなど、地域コミュニティレベルでの防災計画の策定支援に努める。

4 企業防災の促進 [総務課]

地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業者等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画（BCP）等の策定に必要な情報提供を行うなど、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動等に努める。

中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会・商工会議所と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

また、事業所等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

第5項 消防団強化計画〔総務課〕

町は、地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、消防団員を確保し、組織の活性化を促進するなど、地域防災体制の充実強化に努める。

施策の体系

■消防団強化計画

- 消防団員の確保
- 他の組織との連携
- 大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備

1 消防団員の確保

(1) 総団員数の確保

消防団が、要員動員力等の特性を発揮するため、各地域の実情に応じた適正な団員数の確保を図る。

(2) 被雇用者（サラリーマン）団員の活動環境の整備

就業構造の変化等に対し、サラリーマン団員の活動環境の整備を図る。

(3) 女性団員及び若年層等の入団促進と団員数の確保

消防団の組織の活性化のため、女性消防団員及び若年層の入団促進と、団員数の確保を図る。また、団員確保に向けた啓発や資機材の整備等、消防団の充実強化に努める。

2 他の組織との連携

(1) 常備消防との連携

奈良県広域消防組合西和消防署と連携して、消防団に対する消防防災に関する普及啓発活動、特別警戒等の予防活動、大規模災害時を想定した実践的な実働（初期消火・避難誘導・応急手当等）・図上訓練の実施に努める。

(2) 自治会（自主防災組織）との連携

自治会（自主防災組織）との連携をさらに強化する。

- ① 定期的な合同訓練等による連携強化
- ② 自治会（自主防災組織）の活性化等を図る際の積極的な協力

(3) 事業所との連携

消防団員を雇用している事業所の理解と協力を得るための取組み、事業所の防災活動との連携のための取組みを強化する。

(4) 地域コミュニティとの連携

将来を見据えた住民ニーズや地域の実情を踏まえつつ、地域コミュニティにおいて消防団の果たすべき役割を検討する。

3 大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備

備蓄倉庫や資機材庫等の機能を備え、平時に消防団や自治会（自主防災組織）等の訓練・研修等が行え、また、災害時に消防団や自治会（自主防災組織）等の活動拠点となるような消防団拠点施設を整備する。

4 消防施設、整備の強化

消防団詰所やポンプ器具庫の耐震化、消防車両等の消防資機材の充実強化を図る。

第6項 災害ボランティアの環境整備計画 [福祉課、社会福祉協議会]

町は、平時より町社会福祉協議会、県、関係機関・関係団体と相互の連携を図り、災害ボランティア活動支援のための環境整備に努める。

施策の体系

■災害ボランティアの環境整備計画

- 災害時におけるボランティア活動支援体制の整備
- 災害ボランティア活動環境の整備
- 専門技術ボランティアとの連携体制の構築
- 災害ボランティアの育成・啓発

1 災害時におけるボランティア活動支援体制の整備

町社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等の関係機関・関係団体と連携して、平時から災害時におけるボランティアの活動支援体制の整備を行うとともに、被災者（地）のニーズに則したボランティアの調整役となる災害ボランティアコーディネーターの養成やボランティア団体等が相互に連携し活動できるようネットワーク化を図る。

2 災害ボランティア活動環境の整備

災害時のボランティアの活動拠点として、必要に応じて、災害ボランティアセンターを上牧町保健福祉センター（2000年会館）（ゲートボール場及び駐車場）等に設けるものとし、運営等については、社会福祉協議会が別に定めるマニュアルにより対応する。また、県と協力してボランティア保険制度の活用促進を図る。

3 専門技術ボランティアとの連携体制の構築

町社会福祉協議会と連携して、専門的知識、経験や資格をもつ次のような専門技術ボランティアの情報を事前に把握し、災害時に確保できるよう体制の整備に努める。

- (1) 建物判定（被災建築物応急危険度判定士）
- (2) 地盤判定（地盤品質判定士、被災宅地危険度判定士）
- (3) 砂防ボランティア
- (4) 外国語通訳ボランティア
- (5) 手話通訳、要約筆記ボランティア
- (6) 心理カウンセラー

4 災害ボランティアの育成・啓発

町社会福祉協議会、県等と連携して、災害ボランティアコーディネーターを養成するとともに、ボランティア希望者のための研修やボランティアとの防災訓練の実施等に努め、ボランティアの育成・啓発を図る。

第4節 災害抑止のための計画

第1項 情報収集・連絡体制整備計画〔秘書人事課、総務課〕

災害が発生した場合に、災害応急対策の迅速かつ的確な実施に必要な災害情報の収集・連絡体制をあらかじめ確立する。

施策の体系

■情報収集・連絡体制整備計画

○情報収集体制の整備

○情報伝達体制の整備

1 情報収集体制の整備

災害時における情報収集については、情報の入手漏れを回避するため、複数の方法を確保する。

(1) 気象予警報

気象予警報については、奈良地方気象台が発表した情報を奈良県防災行政通信ネットワーク、県防災行政無線及びN T T回線（警報のみ）及び奈良地方気象台の防災情報提供システム（インターネット）により収集する。なお、情報収集の漏れを回避するため、テレビ等による情報確認、隣接市町村への確認等を併せて実施する。

(2) 雨量情報・水位情報

雨量及び水位情報については、各観測所のデータを入手するとともに、葛下川及び滝川の水位を目視により確認する。また、インターネットでリアルタイムの雨量・水位情報等を併せて確認する。

(3) 地震情報

地震情報については、奈良地方気象台が発表した情報を県防災危機管理情報システム、県防災行政無線及び奈良地方気象台の防災情報提供システム（インターネット）により収集する。なお、情報収集の漏れを回避するため、テレビ等による情報確認等を併せて実施する。

(4) 緊急地震速報

緊急地震速報は、気象庁が察知した地震発生に関する緊急情報を報道機関等が瞬時に発表することで、地震による被害の回避等を目的としたものであり、報道機関等からの情報を確実に収集する体制を整備する。また、住民に対して緊急地震速報の活用について周知する。

(5) 被害情報

被害情報については、町職員・消防団及び住民からの情報収集及び被害調査を基本と

する。

2 情報伝達体制の整備

災害時における情報伝達については、情報の伝達漏れを回避するため、伝達ルートの多重化を図る。

(1) 災害情報の伝達

災害時における情報伝達は以下の6つを基本とする。

① 県及び防災関係機関への情報伝達

県及び防災関係機関への情報伝達については、県防災行政無線で行う。

② 住民への情報伝達

住民への情報伝達については、情報の伝達漏れを回避するため、以下の方法で実施する。

ア 自治会（自主防災組織）による情報伝達（有線電話）

イ 広報車による情報伝達（あらかじめ広報文を作成する）

ウ テレビ・ラジオ（NHK 奈良放送局等）による情報伝達（放送依頼）

エ インターネット、携帯電話による情報伝達

オ 町防災行政無線による情報伝達

カ エリアメール・緊急速報メール

キ お知らせ（登録制）メール

ク サイレン等

③ 災害危険区域住民への情報伝達

災害危険区域の住民への情報伝達については、住民への情報伝達に加えて町職員からの電話等による情報伝達を実施する。

④ 要配慮者への情報伝達

要配慮者への情報伝達については、住民への情報伝達に加えて避難支援者及び介護サービス提供事業者による情報伝達を実施する。

⑤ 外国人への情報伝達

日本語に不慣れな外国人に対して、「奈良県災害時外国人支援マニュアル（平成30年6月改訂：奈良県外国人支援センター）」を踏まえ、次の対策の実施に努める。

ア 多言語による情報提供

イ 通訳・翻訳者の確保

ウ 情報伝達網の整備

※防災行政無線の概要：資料編参照

(2) 情報伝達系統

風水害時における情報伝達系統（連絡網）をあらかじめ作成し、情報伝達の万全を期す。

- ① 風水害時における自治会への伝達系統
- ② 災害危険区域（土砂災害）住民への情報伝達系統
- ③ 要配慮者及び支援者への情報伝達系統

第2項 防災資機材等整備計画〔総務課、建設環境課、生き生き対策課、上下水道課〕

町は、災害応急対策を円滑に実施するため、災害対策用資機材等の整備に努め、随時点検を行い保管に万全を期す。

施策の体系

■防災資機材等整備計画

- 水防用資機材の整備
- 救助用資機材の整備
- 医療用資機材の整備
- 給水用資機材の整備
- その他の資機材の整備

1 水防用資機材の整備〔総務課、建設環境課〕

速やかな水防活動が行えるよう、災害箇所及び予想される災害の種類に対応して、水防資機材等の整備、拡充を図る。

2 救助用資機材の整備〔総務課、建設環境課〕

大規模地震による家屋の倒壊、集中豪雨等による土砂災害の発生に備え、救助用資機材の整備に努める。

3 医療用資機材の整備〔生き生き対策課〕

医師会等と連携して、初動救護活動に必要な医薬品・医療用資機材の確保に努める。

4 給水用資機材の整備〔上下水道課〕

給水タンク車、給水タンク、給水ポリタンク、給水袋、緊急用浄水機等の計画的整備に努める。

5 その他の資機材の整備〔総務課〕

その他災害時に必要となる資機材について、計画的な整備に努める。

※資機材一覧：資料編参照

第3項 防災体制等整備計画〔総務課、秘書人事課、建設環境課〕

町は、災害発生時の応急対策諸活動を円滑に実施するため、国、県及び防災関係機関と連携を図るとともに、公共的団体及び住民の協力を含めた総合的かつ一体的な防災体制の確立を図る。

また、防災対策のための基盤として、通信施設やその他の防災拠点施設等の維持管理並びに整備・充実に努める。

施策の体系

■防災体制等整備計画

- 災害応急対策諸活動体制の整備
- 大規模災害発生時における庁舎の機能継続
- 通信施設の整備
- 防災拠点機能の整備
- 大規模停電対策

1 災害応急対策諸活動体制の整備〔総務課、秘書人事課〕

災害時に災害対策本部を速やかに設置できるよう、災害対策本部室の場所、設置手順等を定めるとともに、全ての職員の動員・配備・任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。

(1) 業務継続計画の策定

災害時に業務が継続できるよう、町の業務継続計画を策定する。

業務継続計画には、次に掲げる特に重要な6要素についてあらかじめ定め、重要な準備項目の明確化をしておく。

- ① 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- ② 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- ③ 電気・水・食料等の確保
- ④ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- ⑤ 重要な行政データのバックアップ
- ⑥ 非常時優先業務の整理

(2) 災害応急対策活動に従事する職員用物資の備蓄

災害応急対策活動に従事する職員の食料、水等の物資の備蓄に努める。

(3) 研修、訓練

夜間や休日等、勤務時間外に災害が発生した場合の非常参集に備えて、年度初頭あるいは必要に応じて、職員緊急連絡網を更新し、全職員に周知徹底を図る。

また、組織改編時や地域防災計画改定時に、職員初動マニュアルを見直し、研修や訓

練を通じて、職員に周知し、職員の防災意識の高揚と災害対応能力の向上を図る。

(4) 防災関係機関との連携

県をはじめとする町域に関わる防災関係機関との協議を進め、災害時に各機関が連携して円滑に防災活動が実施できるよう、包括的な防災活動体制の整備・充実に努める。

また、県が作成する「応援職員における奈良県への受入れ及び市町村への短期派遣マニュアル」及び「災害時緊急連絡員活動マニュアル」を踏まえて、派遣職員の受入れ体制の整備に努める。

2 大規模災害発生時における庁舎の機能継続

防災拠点等となる建築物（庁舎、指定避難所、病院等）については、大災害時の倒壊等の防止にとどまらず、大災害後も機能継続できるための高い性能を確保することを目標とする。

- (1) 新規に建物を設計及び建築する際は、大災害及び大災害等により引き起こされる災害を想定し、可能な限り災害リスクの低い場所を選定するよう促す。
- (2) 非構造部材の耐震設計については、大地震時における人命の安全を確保するために、耐震性に余裕を持った設計及び確実な施工を行う。
- (3) 大災害等の影響によるライフラインの寸断等の設備被害対策として、自家発電や非常用電源等の機能を確保するものとする。

3 通信施設の整備 [総務課]

災害発生時に各種情報の収集や伝達を迅速かつ的確に行うため、通信体系の重層化に努める。

(1) 気象情報等の確保充実

災害の未然防止・軽減のため、的確な気象情報の把握、迅速な伝達を図るとともに、必要な気象及び水位等観測体制の整備に努める。

(2) 有線通信連絡網の整備

災害時における情報収集・伝達を迅速かつ的確に行うため、防災活動拠点等における既存の有線電話（NTT加入電話）の整備充実と、文字・図形情報の伝達のためファクシミリの拡充を図る。

(3) 町防災行政無線等の整備拡充

住民に迅速かつ的確な災害や被害発生状況等の情報を提供するため、町防災行政無線の整備拡充に努める。また、自家用発動発電機など非常用電源設備の整備に努める。

(4) 県防災行政通信ネットワーク

町、県及び防災関係機関は、県防災行政通信ネットワークの円滑な運営及び管理を図るため、奈良県防災行政通信ネットワーク運営協議会を設置し、設備の保守を行い機能

維持に努めるとともに、機器操作及び通信要領の習熟を目的に情報伝達訓練等を定期的に実施する。

(5) Lアラート

県防災行政通信ネットワークの一部である県防災情報システムは、Lアラート、県防災ポータル、緊急速報メールに連携しており、県民への速やかな情報提供が可能である。

町は災害対策本部設置状況、避難指示等発令情報、避難所開設情報を、県防災情報システムに入力することで、Lアラート等を通じてこれらの情報を住民へ速やかに周知する。

(6) 情報伝達訓練等の実施

災害時に迅速かつ確かな災害や被害発生状況等の情報を収集・伝達が行えるように、機器操作及び通信要領の習熟を目的に、情報伝達訓練等を定期的に実施する。

特に、特定の職員以外でも通信機器の基本的な操作ができるように通信訓練を実施する。

(7) 加入電話の災害時優先措置

災害時には電話が著しく輻輳し、電話がかかりにくい場合が予想されるため、西日本電信電話株式会社に対し、加入電話の災害時優先措置の実施を申し出る。

(8) 住民との情報伝達体制の確立

災害時に住民等に対して、被害状況や避難・生活支援に関する情報を迅速かつ確かに提供し、住民からの要望・相談を広聴する体制や方法を確立する。

4 大規模停電対策

(1) 町及び県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

(2) 町、公共機関及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図る。

(3) 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

(4) 町、県及び放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

第4項 防災拠点機能の整備 [総務課、まちづくり推進課]

災害発生時に的確な避難誘導等の応急対策活動が実施できるように、平時から防災拠点となる施設の安全性を確保する。

防災活動拠点の整備については、災害対策本部室に近接した場所に、上牧町における救護・救援、復旧活動等の防災拠点を集約した防災活動拠点を整備する検討を行う。

■防災活動拠点の諸機能

機能	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害時 <ul style="list-style-type: none"> ○県から派遣された要員や緊急物資の集積場所等 ○町域の消防、救援・救助、復旧等の活動拠点 ○要員や資機材の集積場所 ○物資の備蓄・保管場所 ② 平時 <ul style="list-style-type: none"> ○防災訓練、防災知識の普及・啓発 ○防災教育等の地区の防災活動の拠点
主な設備	<ul style="list-style-type: none"> ① 県広域防災拠点から搬入される緊急物資及び復旧資機材の集積・配送スペース ② 防災活動のための駐屯スペース ③ 物資及び復旧資機材の備蓄施設 ④ 防災ヘリポート

第5項 避難体制整備計画〔総務課、まちづくり推進課、建設環境課、福祉課、生き生き対策課、教育総務課、社会教育課、文化振興課〕

町は、県や防災関係機関と連携して、災害発生時に円滑な避難を行うため、住民への「自らの命は自らが守る」意識の徹底と、正しい避難行動の周知に努めるとともに、日頃から適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図る。

また、避難所の指定や避難所運営訓練等、日頃から地域住民と協力し、災害発生時に円滑な避難所運営ができるよう努めるとともに、在宅被災者等についても必要な情報や物資を確実に受け取れるよう、その支援体制の整備に努める。

さらに、交通情報の収集や提供、水や食料の確保、従業員等の保護、一時滞留施設の確保等、帰宅困難者に必要な対策の体制整備に努める。

施策の体系

■避難体制整備計画

○避難行動計画

○避難生活計画

○帰宅困難者対策計画

1 避難行動計画〔総務課、まちづくり推進課、建設環境課、福祉課、生き生き対策課、教育総務課、社会教育課、文化振興課〕

切迫した災害の危険から逃れるための場所又は施設として、指定緊急避難場所を指定するとともに、災害から生命、身体を守る危険回避行動に関する次の予防対策を実施する。

(1) 指定緊急避難場所の指定

災害時における緊急の避難場所として、以下の基準に適合する施設又は場所を災害の種類ごとに指定する。

なお、指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者の同意を得る。

また、指定緊急避難場所を指定したときは、その旨を知事に通知し、公示する。

なお、当該指定緊急避難場所の指定を取り消すときも同様に、その旨を知事に通知し、公示する。

- ① 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において居住者、滞在者その他のもの（以下「居住者等」という。）等に開放されること。
- ② 居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分（人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域（以下「安全区域」という。）外にある指定緊急避難場所の場合は、当該部分及び当該部分までの避難上有効な階段その他の経路）について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくはその他の事由により

避難上の支障を生じさせないものであること。

- ③ 災害が発生した場合において、安全区域内にあるものであること。ただし、④、⑤に適合する施設については、この限りでないが、④、⑤に適合した施設であっても、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等内にある建物は、原則として指定しないこととする。町は、県と連携し、特に土砂災害特別警戒区域内にある指定緊急避難場所については、安全な区域への移転等を前提とし、出来ない場合は、ハード対策による安全確保を検討する。
- ④ 災害により生ずる水圧、波力、震動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。
- ⑤ 洪水等が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用される施設にあっては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ、当該居住者受入用部分までの避難上有効な階段その他の経路があること。
- ⑥ 地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものであること。
- ⑦ 当該場所又はその周辺に地震が発生した場合において人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物その他のものがないこと。

※指定緊急避難場所・指定避難所一覧：資料編参照

(2) 避難路の選定

次の事項に留意して避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

- ① 避難路は、原則として指定緊急避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通じる道路とする。
- ② 避難路は、可能な限り余震等による沿道建築物からの落下物や倒壊、崖崩れなど二次災害の危険がない道路とする。
- ③ 避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。
- ④ 避難路となる道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。

(3) 指定緊急避難場所及び避難路の整備

県と連携して、指定緊急避難場所及び避難路について、自ら、若しくはその管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり整備に努める。

- ① 指定緊急避難場所に指定されている施設等の耐震性の確保
- ② 高齢者や障がい者等に配慮した指定緊急避難場所への避難誘導標識等の整備
- ③ 幅員や明るさなど避難路における通行の安全性の確保
- ④ 近隣居住者を加えた指定緊急避難場所の鍵の分散管理
- ⑤ 避難場所の開錠・開設を自治会（自主防災組織）で担うなどの円滑な避難のための、

地域のコミュニティを活かした避難活動の促進

- ⑥ 誘導標識の設置の際は日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して避難場所の災害種別を明示

(4) 指定緊急避難場所の公表

指定緊急避難場所の安全性や整備状況について把握し、毎年住民に公表する。

また、指定緊急避難場所から指定避難所への円滑な移動を図るため、普段から住民等に対して制度の趣旨と指定緊急避難場所等の所在地情報の周知徹底を行うとともに、災害の種類に適合した指定緊急避難場所へ避難すべきことの周知に努める。

(5) 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び体制の構築

発災時に迅速かつ的確な避難指示等の発令が行えるよう、避難指示等に係る具体的な発令基準を検討し、避難情報の判断・伝達マニュアルを策定する。

策定にあたっては、「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月 内閣府（防災担当）」、「土砂災害警戒避難ガイドライン」（平成27年4月国土交通省砂防部）等を参考にする。

なお、避難指示等の発令基準は、河川の水位や気象情報、洪水警報の危険度分布、土砂災害・防災情報システムの土砂災害警戒判定メッシュ情報や気象情報を使用した具体的な基準となるよう配慮するとともに、避難指示等を有効なものとするため、発令する対象地域を適切に設定するよう留意する。安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、避難指示等を有効なものとするため、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直す。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割分担を明確にするタイムラインを作成するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

(6) 情報伝達手段の確保

発災時においても、確実に住民に情報が伝達できるよう、下記に挙げるような多様な情報伝達手段を適切に組み合わせた周知に努める。また、その際は、要配慮者等の特性等に応じた適切な配慮を行うとともに、行政、防災関係機関、福祉関係機関等でも連携を行うことが必要である。

- ① テレビ放送
- ② ラジオ放送
- ③ 防災行政無線（同報系）
- ④ IP告知システム
- ⑤ 緊急速報メール
- ⑥ ツイッター等のSNS
- ⑦ 広報車

- ⑧ 電話、FAX、登録制メール
 - ⑨ 消防団、自治会（自主防災組織）、近隣住民等による直接的な声かけ（早期避難・個別巡回等）
- (7) 住民への周知及び啓発
- ① 災害に関するリスク等の開示
円滑な避難が行われるよう住民に対し、広報紙、掲示板、パンフレット等により、地域の指定緊急避難場所や避難路、避難指示等の発令基準等を周知する。
また、建物の特性や位置、災害の種別等によって有効な避難行動の方法は異なることへの理解が深まるよう、周知に努める。
 - ② ハザードマップの内容の理解促進
地震、洪水、土砂災害等のハザードマップを作成し、地域の危険性について周知する。その際、ハザードマップは安全な場所を示す「安全マップ」ではないことを理解してもらうようにするとともに、ハザードマップの内容が正しく住民に伝わり、避難に対する意識の向上や訓練の実施等につながるようにする。
また、ハザードマップ等の配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努める。
 - ③ 迅速かつ適切な避難行動等の促進
災害時の迅速な住民避難につながるよう、災害に関する情報を自らが積極的に収集して早めに避難することの重要性や、雨の際は山や川、田畑や用水路等に近づかないことを住民に対し啓発するようにする。
また、ひとりで2階に上がれない・玄関を出られない避難行動要支援者については、親族や近隣住民等の助けが必要であるため、一人ひとりに合った避難行動のあり方を定めるよう、町や自治会等が連携して取り組むものとする。（参考：第2章第3節第3項 要配慮者対策計画）
さらに、「避難」は必ずしも指定避難所や指定緊急避難場所へ行くことだけを指すものではなく、場合によっては指定避難所等へ行くことがかえって危険となる場合もあることに留意し、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努め、適切に周知するものとする。
- (8) 避難計画の策定
- 災害時において安全かつ迅速な避難、誘導を行うことができるよう、あらかじめ次の事項を内容とした避難計画を策定する。
- ① 【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保を発令する基準及び伝達方法
 - ② 避難指示等の発令区域・タイミング

- ③ 水害、土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害の発生
- ④ 指定緊急避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- ⑤ 指定緊急避難場所への経路及び誘導方法
- ⑥ 指定緊急避難場所の整備に関する事項
- ⑦ 避難準備及び携帯品の制限等
- ⑧ その他必要な事項

(9) 防災上重要な施設への指導

学校、病院、社会福祉施設等の防災上重要な施設の管理者に対して、次の事項に留意して避難計画を作成し、避難訓練を実施するよう指導する。特に、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等内における避難確保計画の策定が義務づけられており（平成29年6月法改正）、該当施設の管理者や町は、適切に避難確保計画の策定がなされるよう留意する。

- ① 避難場所及び避難経路
- ② 避難誘導及びその指示伝達の方法
- ③ 避難場所の選定、収容施設の確保及び移送方法
- ④ 避難後の保健・衛生・給食等の実施方法

※社会福祉施設一覧：資料編参照

(10) 住民自らが取り組むべきこと

住民は、自治会（自主防災組織）を結成し、住民主体の避難訓練の実施や避難経路作成等により、地域全体の防災意識を向上させ、災害発生時の安全・確実な避難行動や住民間のお互いの避難の声かけを実現し、地域の避難体制の強化を図る。町は、住民の防災活動を全面的に推進、支援、協力を行う。町は、県から必要な支援、助言を受けることができる。

また住民は、災害に備え、どのような情報を元に、どのようなタイミングで、どこへ避難するのかについて、あらかじめ具体的に、自ら決めておくよう努める。

(11) 自宅療養者等の避難

保健所と連携し、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

2 避難生活計画 [総務課、まちづくり推進課、福祉課、生き生き対策課、教育総務課、社会教育課、文化振興課]

一定期間滞在して避難生活をおくる場所として、指定避難所を指定するとともに、避難生活に関する次の予防対策を実施する。

(1) 指定避難所の指定

地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染

症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

また、指定避難所を指定したときは、その旨を知事に通知し、公示する。

なお、当該指定避難所の指定を取り消すときも同様に、その旨を知事に通知し、公示する。

指定に当たっては次の事項に留意する。

- ① 避難のための立退きを行った居住者等又は被災者（以下、「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- ② 速やかに、被災者等を受入、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- ③ 洪水浸水想定区域や、土砂災害警戒区域等内にある建物は、原則として指定しないこととする。県は、町と連携し、特に土砂災害特別警戒区域内にある指定避難所については、安全な区域への移転等を前提とし、出来ない場合は、ハード対策による安全確保を検討する。
- ④ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- ⑤ 主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について基準に適合するものであること。
- ⑥ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができ、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては指定緊急避難場所として使用することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

※指定緊急避難場所・避難所一覧：資料編参照

(2) 多様な施設の利用

避難所では、避難者を十分収容できない場合に備えて、県有施設を二次的避難所として、利用できるよう県有施設の管理者と事前調整する。

また、二次的避難所でも避難者が十分収容できない場合に備え、隣接市町村等との間で災害発生時における避難者の受入等に関する事前調整に努める。

さらに、寺院、ホテル、旅館等の民間施設や国の施設、個人の住宅等について、避難所としての利用可否を検討しておく。

(3) 指定避難所の整備

指定避難所について、町は、その管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施

設・設備の整備に努める。

① 指定避難所に指定されている施設等の整備

ア トイレのバリアフリー化等

要配慮者をはじめ誰もが健康を維持できる環境で避難生活を送れるよう、当該指定避難所におけるトイレのバリアフリー化等の整備を図る。

イ 耐震性の強化

指定避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保に加え、被構造部材についても耐震対策を図るとともに、耐震性がない、または耐震性が明らかでない施設については、代替施設を検討するものとする。

特につり天井については、撤去も含めた速やかな落下防止対策に努める。

ウ 家庭動物のための避難スペース確保

必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

② 設備の充実による避難施設としての機能強化

ア 非常用電源（電気自動車の活用を含む）、自家発電機

イ 衛星携帯電話等複数の通信手段

ウ 換気や空調、照明設備

エ シャワールームやスロープ、多目的トイレ等、要配慮者等をはじめ誰にでも対応できるバリアフリー化された衛生設備

オ 食料、飲料水、生活用品

カ マスクや手指消毒液

キ 冷暖房施設

ク マッチ、プロパンガス、固形燃料等の燃料

ケ 簡易トイレ

コ パーティション

サ 紙おむつ、口腔ケア用品等、要配慮者等をはじめ誰にでも対応できるその他物資の備蓄

シ 再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備 等

③ 要配慮者や女性等を考慮した避難施設・設備の整備

ア 紙おむつ等の介護用品

イ 高齢者や食物アレルギーを持つ人に対応した食事

ウ 生理用品

エ 粉ミルク、おむつ等の乳幼児用品

(4) 指定避難所の公表

指定避難所の安全性や整備状況について把握し、毎年住民に公表するよう努める。

(5) 指定避難所の運営体制の整備

自治会（自主防災組織）等と協力して、避難所運営に関する以下の対策を実施する。

① 避難所運営マニュアルの活用

災害時における迅速かつ円滑な避難所の管理・運営等を図るため、町が作成した「上牧町避難所運営マニュアル」及び「上牧町避難所運営マニュアル（新型コロナウイルス感染症対策編）」を活用し、要配慮者への対応や女性への配慮を含めるとともに、地域の実情に応じた適切な避難所運営に努める。

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ県が作成した「新型コロナウイルス感染症に備えた避難所運営に係るガイドライン（令和2年6月）」を参考に、手洗いやマスクの着用、避難者の過密抑制など、感染症対策の観点を取り入れたマニュアルの見直しや拡充に努める。

② 避難所としての学校施設利用計画の策定

指定避難所である学校施設について、地域住民の円滑な誘導や避難所となる学校施設の効果的な活用のため、学校と連携し学校施設利用計画の策定に努める。また、作成した計画は避難所運営マニュアルとも調整し、マニュアル内へ位置づけるよう務める。

③ 住民等による避難所の運営体制の整備

地域による避難所の自主運営の考え方について周知を行い、災害時の円滑な自主運営体制の確立を図る。

④ 避難所開設・運営訓練の実施

地域の自治会（自主防災組織）や住民等と協力し、避難所運営マニュアル及び地域の災害リスクに基づいた定期的な避難所開設・運営訓練を夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

⑤ 女性等の多様な視点の取り入れ、プライバシーの確保

住民主体の避難所運営組織と連携し、避難所の設営や運営において、女性をはじめとする多様な視点を幅広く取り入れて、誰もが最低限健康を維持できる環境づくりを目的とし、設備面の改善や住民への意識啓発等の対応を進める。

町、県は、全ての避難者が安心して過ごせるよう、避難所におけるプライバシーの確保のため、間仕切りカーテン等を確保する。また、警察と連携し、盗難や性暴力等の犯罪抑止対策に努める。

町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について

勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

⑥ 普及啓発

マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

⑦ 平常時の感染症対策

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

(6) 在宅被災者等への支援体制の整備

在宅被災者等が食料・物資及び必要な情報や支援・サービスを確実に受け取ることができるよう、支援体制の整備に努める。

(7) 住民自らが取り組むべきこと

住民は、いつ災害が起きても対応できるよう、施設管理者、周辺事業所なども含めて、避難所運営組織を編成して避難所運営に係わる事項を協議するなど、事前対策に努める。

町は、住民の活動を全面的に推進、支援、協力を行う。

3 帰宅困難者対策 [総務課]

県と連携して、過去の災害教訓を踏まえて帰宅困難者対策の推進に努める。

(1) 普及啓発

地震等の災害発生時には、「むやみに移動しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、各主体に対し以下の内容の啓発に努める。

① 住民への普及啓発

地震発生時には帰宅困難になる場合があること、日頃からの備え、家族との安否確認方法や災害時帰宅支援ステーションについて啓発を行う。

また、大規模災害発生時に、徒歩帰宅者が円滑に帰宅できるよう、出発地と目的地を入力するだけで、徒歩帰宅ルートの沿道にある災害時帰宅支援ステーション等をインターネット上の地図で確認できる「関西広域連合 帰宅困難者 NAVI (ナビ)」の活用について周知を図る。

② 企業等への普及啓発

従業員等を一定期間事業所内にとどめておくためのルールづくりや、そのための食料、飲料水、毛布などの備蓄について啓発を行う。

③ 集客施設や公共交通機関への普及啓発

大規模水害、台風や地震発生時における利用者の安全確保計画の作成や、施設の安全確保対策の啓発を行う。

(2) 一時滞在施設の確保

所管する施設や関係施設を指定するなどして、帰宅困難者のための一時滞在施設の確保に努める。その際、民間事業者にも協力を求めるように努める。

(3) 情報提供の体制づくり

避難所、交通機関の運行や復旧状況に関する情報等を迅速に提供できるよう、ホームページ、お知らせ（登録制）メール、エリアメール・緊急速報メール等の活用や関係機関と連携した情報提供体制の整備に努める。

第6項 救急・救助体制整備計画〔総務課、奈良県広域消防組合西和消防署〕

奈良県広域消防組合西和消防署は、災害時における負傷者等の救急救助活動に万全を期すため、消防署における救急救助体制の整備を図るとともに、医師会、医療機関、住民の協力のもと、救急救助体制の整備に努める。

施策の体系

- 救急・救助体制整備計画
 - 救急資機材の整備
 - 救急医療情報通信体制の整備
 - 要配慮者に対する救急救助体制の整備
 - 消防団の救急救助活動能力の向上
 - 住民による救急体制の整備

1 救急救助資機材の整備

救急救助資機材の備蓄を推進するとともに、救急告示病院等との連携のもとに、救急救助活動が実施できるよう必要な体制の整備を図る。

2 救急医療情報通信体制の整備

救急告示病院・医師会等との相互情報通信機能を確保し、空きベッド数などの医療情報を常時、把握できるよう体制を整備する。

3 要配慮者に対する救急救助体制の整備

要配慮者の災害時の安全確保のため、自治会（自主防災組織）、ボランティア等に協力を要請し、地域ぐるみによる要配慮者に対する救急救助体制の整備に努める。

4 消防団の救急救助活動能力向上の推進

消防団に対して、救急救助活動を効率的に実施するための教育指導を推進し、活動能力の向上に努める。

5 住民による救急救助体制の整備

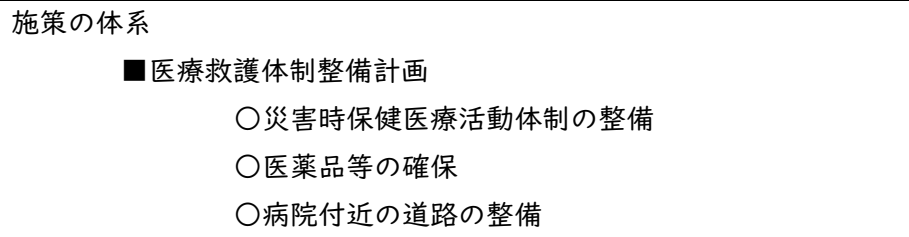
大災害が発生した場合には、多数の傷病者が集中し、医療機関等の救急能力をはるかに越える事態に備え、住民自らが自発的に救急活動を行い、一刻を争う重傷者等の手当てを可能な限り行うことのできるよう、下記の事項について周知・啓発する。

- (1) 応急手当の方法等救急知識の普及啓発
- (2) 住民、ボランティア、各種団体等への救急活動の協力依頼

(3) 傷病者多数の場合の搬送基準の明確化と周知徹底

第7項 医療救護体制整備計画 [生き生き対策課、建設環境課]

町は、県や北葛城地区医師会等関係機関と連携して、災害の規模や原因、発生場所、発生時刻等の違いや災害発生の時間の経過に伴う医療ニーズの変化に的確に対応できる地域保健医療活動体制の整備を図る。



1 災害時保健医療活動体制の整備 [生き生き対策課]

(1) 広域保健医療活動体制の構築

近隣市町村、広域市町村との医療救護に関する応援協定の締結に努める。

(2) 医療救護所の設置準備

医療救護班の活動場所となる医療救護所の設置・運営に係る具体的な手順について定めるとともに、設置・運営に係る資機材等の整備に努める。

また、医療救護所設置予定場所は次の場所とし、あらかじめ住民に周知する。

- ① 集中して負傷者が出る地域
- ② 学校の保健室
- ③ 避難所
- ④ 町の庁舎
- ⑤ 町関係外部施設
- ⑥ その他応急救護所の設置が必要な場所

(3) 医療関係機関との連携

中和保健所と連携して、災害拠点病院、救急告示病院、北葛城地区医師会、日本赤十字社奈良県支部等の関係機関と災害時の保健医療活動チームを確立するため、連絡体制の整備を図る。

※町及び周辺の病院等一覧：資料編参照

2 医薬品等の確保 [生き生き対策課]

(1) 病院等との在庫協定

町内の病院との在庫協定締結に努めるとともに、北葛城地区医師会等関係機関を通じて、医薬品・衛生材料等の在庫品積み増しについても協力を依頼する。

(2) 相互応援協定

近隣市町村、広域市町村との医薬品等供給に関する相互応援協定の締結に努める。

(3) 医薬品供給業者との協定

緊急な場合の医薬品等の供給に備えて、医薬品供給業者と医薬品等の供給に関する協定の締結に努める。

3 病院付近の道路の整備 [建設環境課]

災害時における負傷者、医薬品、医療資機材、医師等の緊急輸送を行うため、病院と緊急輸送道路を結ぶ道路及び橋梁の整備に努めるほか、ヘリコプター発着指定地とを結ぶ道路の整備に努める。

第8項 緊急輸送体制整備計画〔総務課、建設環境課〕

町は、大災害時に備えて、避難所への誘導、その他緊急物資・資材等の確保及び搬送のほか、各種災害応急対策の円滑な活動を確保するため、緊急輸送体制の確立を図る。

施策の体系

■緊急輸送体制整備計画

- 道路整備の基本方針
- 避難路整備計画
- 緊急輸送道路整備計画
- 緊急ヘリポートの指定
- 緊急輸送体制の整備

1 道路整備の基本方針

- (1) 県に要請して、広域道路網の耐震化に重点をおいた整備の促進を図る。
- (2) 災害時における緊急輸送道路の指定及び整備を推進する。
- (3) 避難所をはじめ、町内各防災拠点をつなぐ道路網の耐震化を促進し、ネットワーク化を図る。
- (4) 災害時における負傷者、医薬品、医療資機材、医師等の緊急輸送を行うため、病院と緊急輸送道路をつなぐ道路の整備に努める。

2 避難路整備計画〔建設環境課〕

災害発生時における避難場所への避難及び二次災害等に伴う避難場所間の移動が安全に行われるよう、道路改良事業のほか、都市計画道路の整備により、総合的な避難路整備に努める。

3 緊急輸送道路整備計画〔建設環境課〕

県が指定する次の緊急輸送道路から町の防災拠点に連絡する町道について、国が進める「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」等を活用し、計画的・重点的な防災対策を推進する。

(1) 第1次緊急輸送道路

- ① 県外からの支援を受けるための広域幹線道路（京奈和自動車道、西名阪自動車道、国道168号等）
- ② 県内の主な市町村を相互に連絡する道路（中和幹線、国道169号等）
- ③ 京奈和自動車道ICにアクセスする道路（国道309号、国道310号等）
- ④ 災害拠点病院にアクセスする道路（石木城線、枚方大和郡山線等）

(2) 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と防災拠点を連絡する道路

※緊急輸送道路一覧：資料編参照

4 緊急ヘリポートの指定 [総務課、建設環境課]

(1) 災害による交通途絶、又は緊急を要する場合に備え、緊急ヘリポートを指定する。

(2) 緊急ヘリポート周辺のアクセス道路を整備し、緊急輸送道路とする。

※緊急ヘリポート一覧：資料編参照

5 緊急輸送体制の整備 [総務課]

(1) 車両の確保

① 町有車両で、緊急時に使用可能な車両を把握する。

② 平常時に車両の提供について関連業者と協議し、災害時の車両確保に努める。

③ 道路の被害が著しい場合を想定し、バイク、自転車の確保を図る。

(2) 緊急通行車両等の事前届出

災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両や規制除外車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両や規制除外車両として使用される車両について県（公安委員会）に事前に届出を行う。

※緊急通行車両等の申請様式：資料編参照

※緊急通行車両を示す標章：資料編参照

(3) 輸送拠点の指定等

① 物資の受入れ、保管配送のための集積拠点をあらかじめ指定し、整備を図る。

② 緊急輸送の車両のための拠点を検討し、指定する。

③ 配車・車両管理を一元化し、効率を高めるための体制を整備する。

(4) 燃料の確保

燃料販売業者との間に災害時における車両燃料の供給に関する協定を締結するなど、車両燃料の確保に努める。

第9項 食料、生活必需品確保体制整備計画〔総務課、建設環境課〕

町は、町内各所に非常食料、生活必需品等を備蓄するための倉庫を整備し必要量の備蓄を行う。また流通備蓄や各家庭における備蓄、県への要請、他市町村への応援要請等、食料、生活必需品の総合的な確保体制の確立を図る。

物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

施策の体系

- 物資確保体制整備計画
 - 物資確保対策
 - 確保すべき物資の種類
 - 備蓄品の管理

1 物資確保対策

広域交通及び町内交通に大きな被害が生じ、補給ルートが遮断されることに備えて、次の対策を行う。

(1) 物資の確保

① 町の備蓄

食料・生活必需品等について備蓄目標を定め、計画的に備蓄を行う。

② 住民に対する備蓄の啓発

住民に対して防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、最低3日間、推奨1週間分程度の飲料水・食料品などを各家庭で備蓄するよう広報・防災パンフレット等を通じて指導、啓発を行う。

③ 流通備蓄

町内外の商品販売業者との協定を促進し、在庫積み増し、緊急手配による調達等の協力体制の整備を図る。

なお、協定締結済みの業者等とは、応援協定締結状況から、調達可能な物資の品目・数量・集積場所及び担当部署等をあらかじめ確認する。

④ その他

県外を含め、広域の市町村と、物資その他についての相互応援協定の締結を推進する。

※町の備蓄状況一覧：資料編参照

(2) 補給ルートの確保

- ① 国、県に要請して、広域道路網（緊急輸送道路）の耐震化に重点をおいた整備の促進を図る。

- ② 備蓄倉庫、収容避難所を含めた町内各防災拠点を結ぶ道路網の整備に努める。

※町の備蓄倉庫：資料編参照

(3) 物資の調達及び供給計画に基づく環境整備

被災した住民や一時的滞在者に対して物資を供給するために、物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づく地域に則した方法等により調達及び供給を行うための環境整備に努める。特に災害発生時に、被災した住民へ物資を円滑に供給するために、民間の施設やノウハウを活用できるよう整備に努める。

なお、物資の調達及び供給計画には、調達を行うための調達責任者及び担当者を指定し、その職務権限を明らかにするとともに、その他、物資の調達に必要なことを定める。

(4) 県への報告

平時から調達物資の品目・数量・集積場所・民間との災害応援協定の締結状況及び担当部署を少なくとも年1回、県に報告する。

2 確保すべき物資の種類

確保すべき物資は、食料、飲料水、生活必需品等とする。

なお、物資は、要配慮者、女性、子どもにも配慮したものとする。

3 備蓄品の管理

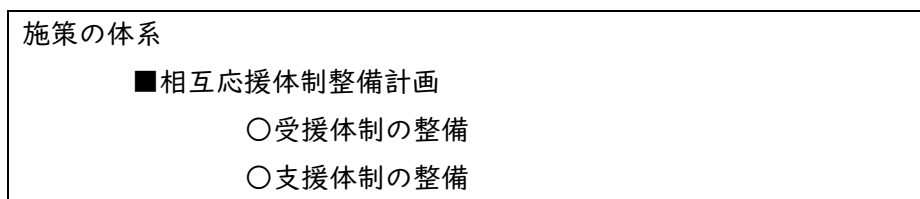
災害対策用物資の分散備蓄を推進するため、防災倉庫の整備に努める。

また、備蓄物資は、定期的に点検し、維持管理に努めるとともに、不足するものについては適宜補充する。

第10項 相互応援体制整備計画 [秘書人事課、企画財政課、総務課]

町は、町域において災害が発生し、町単独では救援措置等の実施が困難な場合に、県、他の市町村、防災関係機関等からの支援を迅速かつ円滑にうけることができるよう受援体制を整備する。

また、町外での大規模災害発生時に備えて、県と連携して、被災地への人的支援、町外・県外からの避難者の受入れなどの支援体制の整備に努める。



1 受援体制の整備

(1) 防災関係機関の相互応援体制の整備

災害時に町単独では十分な応急措置が実施できない場合に備えて、他の市町村に応援を求める「災害時相互応援協定」締結を推進し、円滑な応急措置の実施体制を整備し、実効性の確保に留意する。

被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等の民間事業者へ委託可能な災害対策に係る業務について、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結する。

(2) 応援受入体制の整備

県と連携して、災害時に要請する応援業務(人の派遣、物資の供給、避難所の運営等)を整理するとともに、県が作成する「応援職員における奈良県への受入及び市町村への短期派遣マニュアル」の内容を把握し、応援計画(マニュアル)の作成に努める。

また、迅速、円滑に応援が受けられるように各応援機関の執務スペース、宿泊場所、物資、資機材の集積場所、車両の駐車スペース、ヘリポート等を確保する。

(3) 自衛隊災害派遣要請体制の整備

災害派遣に係る業務内容及びその方法等について、事前に所轄の自衛隊及びその他関係機関と協議し、災害時における自衛隊の円滑な応援派遣体制の確立を図る。

(4) 関係団体との協定

災害時における応急対策を円滑に実施するため、流通業者や関係団体との協定締結を推進する。

- ① 流通業者との協定
- ② 土木・建設業団体との協定
- ③ 医療・医薬品団体との協定
- ④ その他関係団体との協定

2 支援体制の整備

(1) 人的支援体制の整備

医師、保健師、土木及び農林関係等、派遣可能な専門職員の人数を把握しておく。

また、個別につながりのある市町村との関係を強化し、災害時の相互連携協力内容の確認に努める。

(2) 被災者受入体制の整備

県と連携して、大規模災害の発生や原子力発電所事故における大量の被災者を受入れる体制整備に努める。

また、大量の被災者を長時間受入れる場合を想定し、宿泊施設の長期借上げや賃貸住宅の斡旋等について検討を行う。

第5節 ライフラインに関する計画

第1項 電気通信設備等災害予防計画〔総務課、電気通信事業者〕

町は、災害発生時における通信の疎通維持を図るため、平時より電気通信事業者と情報連絡体制の確立に努める。

また、電気通信事業者は、災害発生時における通信の疎通維持、施設等の防護復旧のため、迅速かつ的確な措置がとれるよう、万全の予防措置を講じる。

施策の体系

■通信施設災害予防計画

○情報連絡体制の整備

○電気通信設備等の災害予防対策

1 情報連絡体制の整備〔総務課〕

災害の発生に備えて、電気通信事業者と緊急時における情報収集連絡窓口をあらかじめ定めるほか、各事業者が実施する災害予防対策の協力を努める。

さらに、突発的な事故発生時において初動体制が速やかに確立できるよう、職員の非常参集体制の整備を図る。

2 電気通信設備等の災害予防対策〔電気通信事業者〕

電気通信事業者は、それぞれの防災計画等に基づき、施設、設備の耐災害性を強化するとともに、従業員への防災教育、防災訓練や利用者への広報等により災害・事故の予防に努める。

なお、県地域防災計画に定められる電気通信事業者各社の災害予防対策は次の通りである。

(1) 西日本電信電話株式会社

- ① 電気通信設備等の防災計画
- ② 災害対策用機器並びに車両の確保
- ③ 災害対策用資機材等の確保と整備
- ④ 情報伝達方法の確保
- ⑤ 防災に対する教育、訓練
- ⑥ 災害時優先電話

(2) 株式会社ドコモCS関西（携帯電話）

- ① 防災教育、防災訓練、総合防災訓練への参加
- ② 電気通信設備等に対する防災計画

- ③ 重要通信の確保
 - ④ 災害対策用機器及び車両等の配備
 - ⑤ 災害対策用資機材等の確保と整備
- (3) KDDI株式会社（携帯電話）
- ① 防災に関する関係機関との連絡調整
 - ② 通信設備等に対する防災設計
 - ③ 通信網等の整備
 - ④ 災害対策用機器、車両等の配備
 - ⑤ 災害時における通信の疎通計画
 - ⑥ 社員の動員計画
 - ⑦ 社外関係機関に対する応援又は協力の要請
 - ⑧ 防災に関する教育、訓練
 - ⑨ 大規模地震対策措置法に係る防災強化
- (4) ソフトバンク株式会社（携帯電話）
- ① 顧客への発災時の支援
 - ② 社内体制の整備
 - ③ 防災訓練の実施
 - ④ 応急復旧設備の配備

第2項 電力施設災害予防計画〔総務課、電気事業者〕

町は、災害発生時における電力の供給を確保するため、平時より電気事業者と情報連絡体制の確立に努める。

また、電気事業者は、電力施設の耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施し、地震災害をはじめ風水害、土砂災害時の被害を最小限にとどめるよう、万全の予防措置を講じる。

施策の体系

■ 電力施設災害予防計画

- 情報連絡体制の確立
- 電力施設の災害予防対策

1 情報連絡体制の整備〔総務課〕

災害の発生に備えて、電気事業者と緊急時における情報収集連絡窓口をあらかじめ定めるほか、各事業者が実施する災害予防対策の協力を努める。

さらに、広域的な停電等の突発的な事故発生時においても初動体制が速やかに確立できるように、職員の非常参集体制の整備を図る。

2 電力施設の災害予防対策〔電気事業者〕

電力施設における災害発生の未然防止はもちろんのこと、発生時の被害を最小限とするために、また震災発生地域での二次災害防止と被災地域外における電力供給確保を目的として、電力の供給に係わる設備、体制及び運用についての総合的な災害予防対策を推進する。

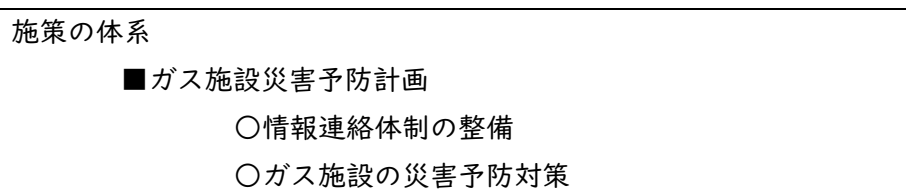
なお、県地域防災計画に定められる関西電力株式会社・関西電力送配電株式会社の災害予防対策は次の通りである。

- (1) 防災教育
- (2) 防災訓練
- (3) 電力設備の災害予防措置に関する事項
- (4) 防災業務施設及び設備の整備
- (5) 復旧用資機材等の確保及び整備
- (6) 電気事故の防止

第3項 ガス施設災害予防計画〔総務課、ガス小売事業者・一般ガス導管事業者〕

町は、災害発生時におけるガスの供給の確保や二次災害を防止するため、平時よりガス小売事業者・一般ガス導管事業者等と情報連絡体制の確立に努める。

また、ガス小売事業者・一般ガス導管事業者等は、ガス施設の耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施し、地震災害をはじめ風水害、土砂災害時の被害を最小限にとどめるよう、万全の予防措置を講じる。



1 情報連絡体制の整備〔総務課〕

災害の発生に備えて、ガス小売事業者・一般ガス導管事業者等と緊急時における情報収集連絡窓口をあらかじめ定めるほか、各事業者が実施する災害予防対策の協力を努める。

さらに、突発的な事故発生時においても初動体制が速やかに確立できるよう、職員の非常参集体制の整備を図る。

2 ガス施設の災害予防対策〔ガス小売事業者・一般ガス導管事業者〕

ガス施設における災害発生の未然防止はもちろんのこと、発生時の被害を最小限とするために、また震災発生地域でのガスによる二次災害防止と被災地域外におけるガス供給確保を目的として、ガスの供給に係わる設備、体制及び運用についての総合的な災害予防対策を推進する。

なお、県地域防災計画に定められる大阪ガスネットワーク株式会社の災害予防対策は次の通りである。

- (1) 防災体制の整備
- (2) ガス施設対策の実施
- (3) その他の防災設備
- (4) 教育訓練
- (5) 広報活動

第4項 上水道施設災害予防計画〔上下水道課〕

町は、災害の発生による上水道等の給配水施設の被害を軽減し、かつ飲料水を確保するために、平常時から幹線配水管等の水道施設を整備点検し、できる限り断水を防止して円滑に送水できるよう対策を講じる。

また、災害による水道諸施設の被害の実態に応じて適切な送水を行えるよう、また甚大な被害を受けて一時的に送水不可能となった場合においても応急処置による給水が行えるよう、平常時から対策を講じる。

施策の体系

■上水道施設災害予防計画

- 水道施設の点検・監視等
- 給水車の整備点検
- 資材の備蓄
- 水道施設の耐震性の強化
- 水道施設の土砂災害対策
- 給水データベースの整備
- 初動マニュアルの整備及び教育訓練の実施

1 水道施設の点検・監視等

幹線配水管については、配水池及び管理室で給水量及び水位を連続監視し、事故の早期発見に努める。

2 給水車の整備点検

災害時における給水施設の被災により一時的に送水不能、あるいは飲料水の汚染等により飲料に適する水を得ることができなくなる事態に備えて、平常時から月1回給水車及び給水タンクを点検整備するとともに、他市町村と相互応援協定の締結に努める。

3 資材の備蓄

災害により被災した給水施設を迅速に応急復旧できるよう、平常時から一定量の復旧資材を備蓄に努める。

4 水道施設の耐震性の強化

給水管、配水管については、今後、耐震性と可撓性にすぐれたポリエチレン管、耐衝撃性硬質塩化ビニール管、ダクタイト管等への置き換えを図るとともに、接合部についても抜け出し阻止力の高いメカニカル継手等の使用を推進する。

5 水道施設の土砂災害対策

水道事業者等は、指定されている土砂災害(特別)警戒区域に位置する浄水場、調整池、配水池及びポンプ場等の水道施設については、事前に土砂災害から施設を守るため、土砂災害対策計画を策定し、その計画に基づき、緊急度の高い箇所から順次、設計・工事を行い、安定して水道水が供給できるように水道施設の土砂災害対策を実施する。

6 給水データベースの整備

給水車・給水タンク等給水機材の保有状況、支援可能人員等給水に必要なデータを整備する。

7 初動マニュアルの整備及び教育訓練の実施

情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、初動マニュアルを整備するとともに計画的に教育訓練の実施に努める。

第5項 下水道施設災害予防計画〔上下水道課〕

町は、下水道事業の実施については、事業認可区域内において緊急かつ効果的な地域から速やかに促進を図る。

また、災害時における被害の防止のため、下水管、電気設備、通信設備等に関して、平常時から巡回点検を行って異常箇所の早期発見に努め、必要な補修・改良を実施する。

施策の体系

- 下水道施設災害予防計画
 - 管路施設の整備
 - 資機材の備蓄
 - 緊急時措置訓練の実施
 - 水害予防
 - 下水道施設の耐震化

1 管路施設の整備

面的に広がる管路施設は、災害により閉塞、陥没等の被害が生じやすいため、日頃の点検等による異常の早期発見と修理、災害復旧対策に重点をおく。

2 資機材の備蓄

災害により被災した下水道施設を迅速に応急復旧できるように、日頃から一定量の復旧資機材を備蓄する。

また、避難所等に対するマンホールトイレの整備について検討する。

3 緊急時措置訓練の実施

緊急時措置の迅速、確実な実施を図るため、災害を想定した訓練を随時実施し、問題点をまとめて整理する。

4 水害予防

異常気象に備え自家発電、予備機器の整備点検を定期的を実施し、施設の漏水、腐食箇所がないか補修点検を実施する。

また、定期的にマンホール等の地表から異常の有無を調査するとともに、計画的に管路内の異常の有無を調査する。

さらに、雨天時の流入水量が増大することから不明水の究明の推進に努める。

5 下水道施設の耐震化

施設の新設、増設にあたっては、「下水道施設地震対策指針と解説」に基づき耐震性を考慮した設計を行うとともに、新たに、耐震性向上のため開発される資機材、工法等も積極的に取り入れ、より耐震性のある施設とすることに努める。

なお、すでに稼働している施設については、下水道台帳を整備し、下水道台帳の電子化とバックアップを図る。また、震災時に必要最低限の処理ができるよう施設の耐震化を図るとともに、老朽化した施設の更新にあたっては、耐震性を考慮する。

第6節 地震災害予防計画

第1項 地震防災緊急事業五箇年計画〔各課〕

町は、地震による災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策特別措置法に定める地震防災上緊急に整備すべき施設等について、県が作成する地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業を推進する。

※地震防災緊急事業五箇年計画：資料編参照

第2項 二次災害防止体制の整備計画 [まちづくり推進課、奈良県消防組合西和消防署]

地震災害には連鎖性があり、地震直後に発生する同時多発火災、特殊施設災害、土砂災害等極めて危険な二次災害を起こす可能性が高い。これらの二次災害に備えて、町は、土砂災害、建築物災害、宅地災害等の防止活動を行うための体制を整備する。

また、奈良県広域消防組合西和消防署は、危険物等災害の防止活動を行うための体制を整備する。

施策の体系

■二次災害防止体制の整備計画

- 土砂災害の防止
- 建築物災害の防止
- 宅地災害の防止
- 危険物等災害の防止

1 土砂災害の防止 [まちづくり推進課]

地震災害時においては、地盤の緩み等による土石流、斜面崩壊、地すべり等の土砂災害が発生する危険がある。災害の発生する危険のある箇所をあらかじめ把握するとともに、緊急に点検を実施できる体制を整備し、二次災害の防止を図る。

(1) 二次災害の危険箇所の把握

大規模地震時における二次災害として土砂災害の発生する危険のある箇所をあらかじめ以下のように整理し、円滑な二次災害防止活動実施の備えとする。

- ① 土砂災害警戒区域等の地区別一覧の作成
- ② 土砂災害警戒区域等の地区別位置図の作成

(2) 二次災害危険箇所に関する点検体制の整備

大規模地震が発生した場合における土砂災害警戒区域等の点検体制を以下のように作成し、迅速かつ円滑な点検活動を実施する。

- ① 土砂災害警戒区域等点検マニュアルの作成
- ② 土砂災害警戒区域等点検体制の作成
- ③ 土砂災害警戒区域等の点検に必要な資機材等の調達先の明確化

2 建築物災害の防止 [まちづくり推進課]

大規模地震時における住宅等の被災程度及び安全性を確認するものとして、被災建築物応急危険度判定を円滑に実施する体制を整備し、建築物に係る二次災害の防止を図る。

(1) 応急危険度判定実施体制の整備

大規模な地震災害が発生した場合に備えて、被災建築物応急危険度判定マニュアル

等をあらかじめ確認し、判定士の確保方法、判定士の受入れ施設、判定実施の準備（必要な資機材や備品の整備）等に努める。

(2) 被災建築物応急危険度判定制度に関する啓発等

県や建築関係団体と連携して、住民に対して、被災建築物応急危険度判定士制度の趣旨について理解が得られるよう普及・啓発に努める。

3 宅地災害の防止 [まちづくり推進課]

大規模地震時における宅地等の被災程度及び安全性を確認するものとして、被災宅地応急危険度判定を円滑に実施する体制を整備し、宅地に係る二次災害の防止を図る。

(1) 宅地の安全性の向上

県と連携して、地震による宅地への災害を防止するため、より一層、「宅地造成等規制法」並びに「都市計画法」の適切な運用に努め、宅地の安全性の向上を図る。

また、県が作成した大規模盛土造成地マップをホームページへの掲載等により住民に広く周知し、災害の未然防止や被害の軽減に努める。

(2) 危険度判定実施体制の整備

大規模な地震災害が発生した場合に備えて、被災宅地危険度判定実施マニュアル等をあらかじめ確認し、判定士の確保方法、判定士の受入れ施設、判定実施の準備（必要な資機材や備品の整備）等に努める。

(3) 宅地防災に関する啓発等

県と連携して、毎年5月の宅地防災月間において、啓発ポスター、パンフレットの配布等、広く住民に対して、宅地の安全に対する意識の高揚や被災宅地危険度判定制度の普及・啓発に努める。

(4) がけ地近接危険住宅移転

がけ地の崩壊による危険から住民の生命の安全を確保するため、必要に応じて、県の技術的指導に基づき、がけに近接する危険住宅の移転の促進に努める。

4 危険物等災害の防止 [奈良県消防組合西和消防署]

大規模地震時における危険物等施設の安全性を確認し、危険物による有毒ガスの発生など危険物等による災害を防止する体制を整備し、危険物に係る二次災害の防止を図る。

(1) 危険物等施設の把握

大規模地震時における危険物等による二次災害の発生する危険箇所をあらかじめ以下のように整理し、円滑な二次災害防止活動実施の備えとする。

- ① 危険物等施設の地区別一覧の作成
- ② 危険物等施設の地区別位置図の作成

(2) 危険物等施設に関する点検体制の整備

大規模地震が発生した場合における危険物等施設の点検体制を以下のように作成し、

迅速かつ円滑な点検活動を実施する。

- ① 危険物等施設点検マニュアルの作成
- ② 危険物等施設点検体制の作成
- ③ 危険物等施設の点検に必要な資機材等の整備及び調達先の明確化